長久手市景観計画

長久手ならではの「景観まちづくり」を、みんなの手で

Nagakute City Landscape plan



長久手らしい景観を検討し、魅力あるまちづくりを推進するため、「あなたの好きな長久手をとろう・かこう」をテーマに、2019(令和元)年に長久手フォトコンテスト及び長久手まちの絵コンテストを開催しました。

表紙及び本文中の「○○○」[◆]の入っている写真や絵は、「2019(令和元)年 長久手フォト・まちの絵コンテスト」に応募していただいた作品です。

表紙写真

2019 (令和元) 年 長久手フォトコンテスト 最優秀賞作品

応募内容

タイトル「長久手の仲間たち」 撮影場所: 杁ケ池公園

この景観を選んだ理由

写真のトンボはチョウトンボといい、本州、四国の平地や丘陵地などの植生豊かな湖沼にいるトンボですが、全国的に数が少なくなっているそうです。6月初旬から羽化が始まりますが、杁ケ池公園では毎日7、8匹の羽化を確認できました。

現在の長久手は都市化が進みながらも豊かな自然を身近に残している魅力的な土地です。背景に都市化の象徴である大きなマンションを映しこみ、豊かな自然の象徴であるチョウトンボを撮影したこの写真が長久手を表現できていると思い、選びました。

景観まちづくりの全体像

長久手市景観計画において捉える景観まちづくりは、大きく「**基盤の保全」、「共感と協働」、「創** 造的未来」の3段階で考えることが重要だと考え、まずこの3段階について説明します。

「基盤の保全」…文化財保全、歴史性保全、自然環境保全、生態系保全、安心安全確保の観点 で行われ、今ある景観資源を保全したり、規制により維持したりするような、 景観の予防と治療をしていくような取組を「基盤の保全」とします。

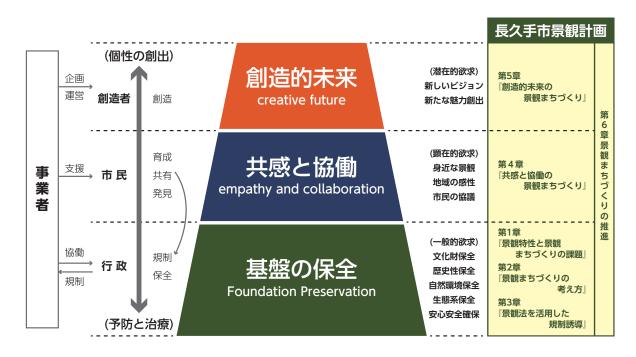
「共感と協働」

…身近な景観、地域の感性、市民の協働の観点で行われ、誰かが景観資源を発 見し、その価値を共有できる仲間が集まり、景観を育成していく取組を「共 感と協働| とします。

また、地域住民のまちなみへの意識共有が高まり、まちなみに関するルール を地域で定め、行政がルールの運用を行うことも考えられます。

「創造的未来」

…新しいビジョンや新たな魅力創出による景観づくりであり、創造者*の個性 が発揮される取組を「創造的未来」とします。



景観まちづくりの全体像図

※ 創造者とは、新しい景観づくりを行う者であり、行政、事業者、市民、NPO、専門家などが考えられます。

景観まちづくりに取り組む上で、5つのキーワードが挙げられます。

景観まちづくり5つのキーワード

- ①診断…現在の景観の価値を再認識する
- ②予防…景観が悪くならないようにする
- ③治療…悪くなってしまった景観を改善する
- ④育成…現在の景観を磨き、価値を上げる
- ⑤創造…より良い景観を目指し創出する

	序 章 景観計画の策定にあたって
	1. 景観について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第1章 景観特性と景観まちづくりの課題
基	1. 長久手の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
盤の	第2章 景観まちづくりの考え方
保全	1. 長久手らしい景観まちづくりの目標・・・・・・・・・・・・272. 景観まちづくりの進め方・・・・・・・・・・・・・・28
	第3章 景観法を活用した規制誘導
	1. 区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
#	
八感と協働	 第4章 共感と協働の景観まちづくり 1. 共感で進める景観づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
創	
創造的未来	第5章創造的未来の景観まちづくり1. 創造的未来の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第6章 景観まちづくりの推進 1. 推進体制づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4. 進行管理と見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
	資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・70

序章

景観計画の策定にあたって

- 1. 景観について
- 2. 長久手の景観を取り巻く社会潮流
- 3. 景観まちづくりとは
- 4. 景観計画策定について
- 5. 景観まちづくりの市民・事業者・行政の役割
- 6. 本計画の構成





景観計画の策定にあたって

1. 景観について

「長久手市景観計画」は、長久手の景観をどうとらえ、どう守り、どう手直しし、どう磨き、 どう創っていくか (診断、予防、治療、育成、創造)を定めたものです。

また、長久手の景観を市民や事業者が「自分ごと」としてとらえ、景観について考えてもらい、 良好な景観形成につながることを目指しています。

(1) 景観の意味

景観とは、「景」を「観る」と書き、私たちが日頃、身の回りで目にしているものであり、山、 川、樹木、建物やまちなみ、そしてそこに暮らす人々の姿等、さまざまな要素が混ざり合い、「景 観」がかたちづくられています。

良好な景観とは、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対す る愛着やふるさと意識を育むものでもあります。



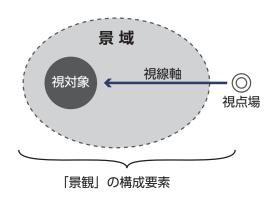
(2) 景観のとらえかた

「景観」の持つ「観る」という文字が示すように、「景観」とは、単に自然物や人工物、人々等の事物や現象が「そこにある」というだけでなく、その有様をまわりの人々がどう感じ、イメージを持つか?という、「人間の認識・意識」があってはじめて成り立っています。では、わたしたちは景観をどのように意識することが必要でしょうか?

● 「広がりや奥行き」を意識する

「景観」は、見られるモノ(視対象)、それを見る場所(視点場)、両方を結ぶ線(視線軸)によって構成されますが、私たちは実際には、もっと広い視野で空間が見えています。

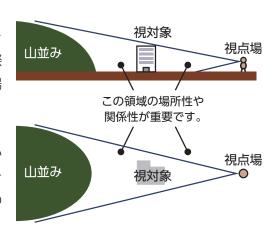
建物を見ているようで、実は周囲の自然も見ており、視対象の周囲や背景にある景観を含めて「景域」 としてとらえています。



② 「まわりの環境との関係性」を意識する

①で述べたように、「景観」は広がりや奥行きを もった空間であり、建築物や構造物等を建設する際 は、田園や山並み、水辺、まちなみ等といった、場 所や背景との関係性を意識することが重要です。

どんなに洗練された建築物や構造物であっても、 それを建設したり、設置する場所が、例えば緑豊かな田園や山間、あるいは史跡地等の歴史的空間やその周辺であった場合、その建築物や構造物は地域の景観を損ねる要因となる可能性があります。



③ 「地域で共有する空間」を意識する

「景観」は、私たちが普段見ている自然や公共空間だけではなく、多様な活動や市民生活等を含む幅広いものです。そのため、河川や道路、公園等の公共空間だけでなく、通りから見える個人の建物や庭木等の私的空間も含まれます。



特に、建物の外壁や屋根、敷地内の道路側の緑、建物に付属する屋外広告物や設備等、通り等の公共空間から見える部分は、まちの景観を構成する大きな要素であり、「準公共空間」といえます。「準公共空間」は、私的な空間であっても、地域で共有する空間であるという意識を持つことが重要なことから、「公共空間」と「準公共空間」とを合わせて景観まちづくりの対象としてとらえ、市民共有の財産である魅力ある景観を市民、事業者と行政が協働し、作っていくことが重要です。

2. 長久手の景観を取り巻く社会潮流

社会潮流の変化が景観に与える影響を予想し、それに対応する景観施策を整理します。

社会潮流

①超高齢・人口減少社会の到来

我が国は、今後人口減少と高齢化、少子化が進むことが予想されており、本市においても 長期的には人口減少へと転ずる見通しです。

②地域共生社会の実現

地域住民や地域の多様な主体がまちづくり等に「自分ごと」として参画し、人と人、人と 資源がつながることで住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく地域共 生社会の実現が目指されています。

③官民連携のまちづくりの推進

空き地や空き家をはじめとした都市のスポンジ化対策等、持続可能なまちづくりを進める ためには、都市の活力を高める経済活動や、地域住民による、地域の課題の解決、エリアの 価値を向上(エリアマネジメント)させる取組が増えています。

④安心・安全の確保

今後、南海トラフ巨大地震が高い確率で発生することが予測されています。また、近年の 風水害等では、行政機能が維持できず、地域コミュニティによる見守りや支え合いの輪によ る防災や防犯対策の必要性が、再認識されています。

5地球環境問題

化石燃料の大量消費や世界的な人口増加等により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量 が増加しています。

気候変動により、自然災害が激しさを増すとともに、季節感の喪失が生じています。 また、地球規模での生物多様性の危機が懸念されており、生物多様性保全の場として、里 地里川の保全活用等が求められています。

⑥観光交流の拡大

海外からのインバウンド観光が急激に増加するなか、リニア中央新幹線の東京・名古屋間 の開業(2027(令和9)年予定)等、観光交流に対する期待が高まっています。

愛知県においては、愛知万博の理念を継承するべく、市内にある愛・地球博記念公園内に 「ジブリパーク」の開業(2022(令和4)年度)を目指しており、今後さらに本市をめぐる 交流人口の増加が見込まれています。

⑦情報化・デジタル化の進展

近年、デジタル・サイネージやプロジェクションマッピング等の先進技術は大きく進展し ており、イベント等の機運醸成策としてのニーズが高まっています。

⑧持続可能な開発目標 (SDGs) の推進

「持続可能な開発目標(SDGs)は2015(平成27)年9月の国連サミットで採択され た 2030(令和 12)年を期限とする 17の国際目標であり、我が国においても「持続可能 な開発目標 (SDGs) 実施指針」により8つの優先課題が定められ、積極的な推進が求めら れています。







長久手の景観に与える影響

▶ 新たな担い手の育成を通じた持続性のある景観づくり

農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加や、将来的に避けられない人口減少に伴う人手不足による庭木の手入れの放棄等の問題が発生することで、農のある風景やまちなみが損なわれることが予想されることから、新たな担い手の育成や新たな景観まちづくりの構築が求められます。

▶「地域共生・官民連携」による景観づくり

景観まちづくりは市民・事業者が「自分ごと」という意識をもって公共空間、農地や樹林 地の保全等に取り組む意識改革が求められます。

景観まちづくりにつながる市民ボランティア活動が活発に行われ、耕作放棄地の利活用や河川の手入れをはじめ、地域の個性を活かした「エリアマネジメント」へと発展していくことが求められます。

▶ 豊かな自然空間の保全や管理による安心・安全な景観づくり

景観づくりにおいても、大規模な自然災害に対する安心・安全確保の視点、低炭素社会の 実現という地球環境の視点、その双方から、里山の自然環境や市街地内のオープンスペース を良好な状態で維持・保全するために、大規模な太陽光発電設備の設置や、開発行為に対す る対応が求められます。

▶ 個性と魅力のある景観づくり

良好な景観は観光資源のひとつです。そこで、なにより市民の生活の豊かさにつながるような景観まちづくりを進めることで、新旧住民、世代間等、市民同士の交流拡大へとつながり、結果として他都市、他国からの観光客にとっても魅力となって映る、そういった循環を生み出していく可能性につながります。

また、地域の個性は、なによりその土地の記憶が刻まれた景観によって現れる、という視点から、長久手の歴史を活かした景観づくりが求められます。

なお、愛・地球博記念公園における「ジブリパーク」の開業により、長久手の新たなにぎ わいが創出され、そこに訪れる人々に長久手の良さを知ってもらえるような景観まちづくり が求められます。

▶ 技術変革に対応した景観づくり

デジタル・サイネージやプロジェクションマッピング等の先進技術により、新しい発想の 景観の楽しみ方の選択肢も増え、同時に新たな課題も生じていくことが予想されることから、 その対応策を検討することが求められています。

▶ 都市の持続性の象徴となる景観づくり

景観まちづくりを進めていく上で、SDGs の考えを反映させ、「持続性のある景観」づくりが求められています。

3. 景観まちづくりとは

自分たちのまちの魅力を楽しみ、貴重な財産として次世代に残せるように、わがまちの景観を 予防・治療・継承するための様々な取組が行われています。それが景観まちづくりです。

景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新しい魅力的な景観 の創造も含みます。

また、この景観まちづくりは、身近な清掃や緑化等、日々の暮らしに根ざしたまちの景観を整えるための地道な活動を一人ひとりが意識して取り組んでいくことが重要となります。

景観まちづくりの効果

自分たちが暮らすまちの景観と改めて向き合い、自らが景観づくりに参加することで、新たな発見・気づき、地域の人々とのつながりが生まれ、自分たちの「まちに対する愛着や誇りの醸成」につながります。

② 地域の魅力や特徴づくり "長久手らしさ" を生む

良好な景観を形成することは、地域の自然環境や歴史・文化・伝統等を活かすことであり、「地域の魅力」や特徴づくり"長久手らしさ"につながります。

❸ 地域コミュニティの再生・活性化

自分たちが暮らす地域の景観を考えるための話し合いの場や清掃活動、花植え活動に参加する等、地域住民がともに景観づくりに取り組むことで、「地域コミュニティの再生・活性化」につながります。

まちのにぎわいづくり

良好な景観形成により地域の魅力の向上や特徴づくりがなされることで、交流や観光の振興が促進され、「まちのにぎわいづくり」につながります。



「なつフェスのうちあげはなび」◆



「春のある日」◆





4. 景観計画策定について

(1) 計画策定の背景

景観法(2004(平成16)年6月18日法律第110号)の制定以前は、各自治体が各々で景観条例の制定等を通じて景観形成の取組に努めるも、法律の後ろ盾がなく、強制力に限界がある等の問題がありました。そのため国は、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することを目的とした景観法を制定しました。

これまで長久手では、2004(平成16)年6月に景観法の制定を受け2005(平成17)年9月 1日に景観法に基づく景観行政団体となり、景観行政に努めてきました。

(2) 計画策定の目的

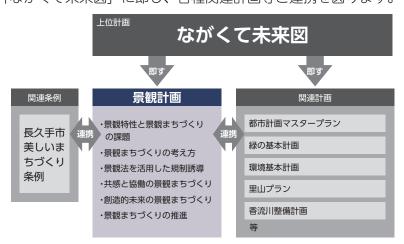
2005 (平成17) 年に『長久手市美しいまちづくり条例』を制定し、「誰もが住みやすい美しいまち」の実現に努めてきたまちづくりや、第6次長久手市総合計画(以下「ながくて未来図」という。)でうたう景観施策に景観法の法的根拠を持たせ実行力を高めます。

長久手は、香流川、史跡長久手古戦場、愛・地球博記念公園 (モリコロパーク)、東部丘陵線 (リニモ) 等の長久手独自の景観資源が分布し、それらが地域の営みと積み重なって、他都市にはない特色ある景観を形成しています。

その特色ある長久手らしい景観を守り・育み・創造するため、「市民」・「事業者」・「行政」が 役割分担をし、それぞれの主体的な取組を促進し、協働して取り組む景観づくりの方針・施策・ 規制等の方向性を示した景観計画を定めます。

(3) 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条の規定に基づく景観計画であり、景観法に規定する必要な事項を定めます。また、「ながくて未来図」に即し、各種関連計画等と連携を図ります。



(4)計画の期間

本計画の計画期間はおおむね10年間としますが、計画の進捗状況を勘案し、必要に応じて適宜、 計画内容等の見直しや充実を図っていきます。

5. 景観まちづくりの市民・事業者・行政の役割

景観まちづくりは、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、互いに協力し合いながら 少しずつかたちづくられていくものです。

(1) 市民の役割

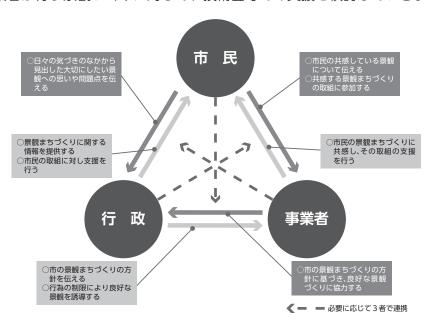
- ○日々の生活の中で、周りの景観を通して「住みやすい美しいまち」の形成を図るということ を意識し、身近な景観への気づきや意見表明、そしてまちの将来像や理想像を地域で話して みてください。
- ○市民一人ひとりが「景観まちづくり」の主役であることを認識し、花を植えたり、ごみを拾う等、身近な、一人でもできるところから景観づくりを始めてみてください。そして一人ひとりの活動をグループ単位、地域単位へと広げていきましょう。

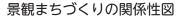
(2) 事業者の役割

- ○事業活動の実施に当たり、積極的に景観形成に寄与するよう努めてください。
- ○行政が定めた、景観施策が実施できるように協力してください。

(3) 行政の役割

- ○景観形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、魅力ある景観の保全と創出に努めます。
- ○道路、公園等の公共施設を整備する際は、そのもののデザインのみでなく、周辺との関係性を十分に考慮し、良好な景観を形成できるよう努め、そのための行政内、関係機関との連携を図ります。
- ○景観に関する制度等について、市民や事業者に様々な情報を提供していきます。
- ○市民や事業者が行う景観づくりに対して、技術面等での支援を検討していきます。

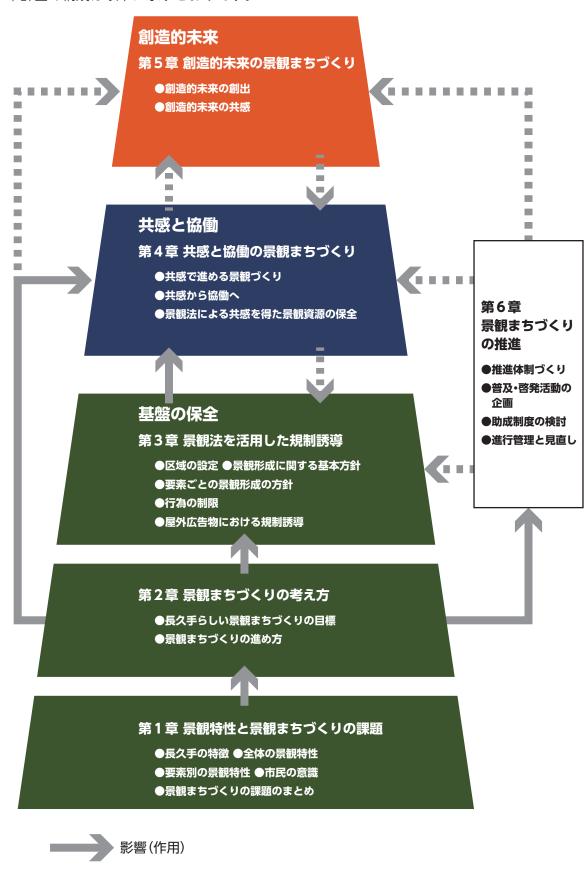






6. 本計画の構成

本計画の構成は以下に示すとおりです。



将来的に影響(作用)

コラム

2019 (令和元) 年に開催した長久手フォトコンテストの受賞作品を紹介します。44 点の応募があり、13 点が受賞されました。

■ 2019 (令和元) 年 長久手フォトコンテスト 受賞作品一覧



▲最優秀賞「長久手の仲間たち」



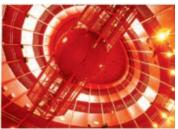
▲優秀賞「お花見日和」



▲優秀賞「夏の終わり」



▲優秀賞「魅力の二重奏」



▲入賞「PASSION」



▲入賞「夕景」



▲入賞 「ほとぎの里緑地 丁子田池の水面に紅葉」



▲入賞「夏の緑と万博の想い出」



▲入賞「祭りのあと」



▲入賞「田園風景」



▲入賞「桜屛風」



▲アピタ長久手店賞「リニモ暮色」



▲市長賞「春のある日」

基盤の保全

第1章

景観特性と景観まちづくりの課題

- 1. 長久手の特徴
- 2. 全体の景観特性
- 3. 要素別の景観特性
- 4. 市民の意識
- 5. 景観まちづくりの課題のまとめ

第2章

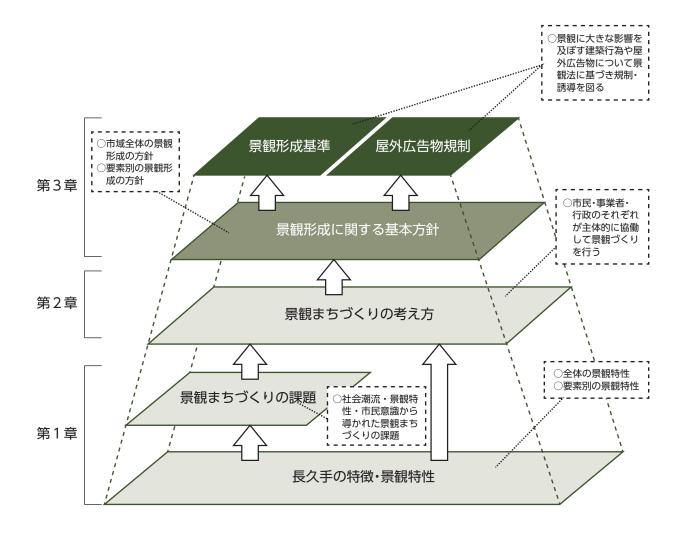
景観まちづくりの考え方

- 1. 長久手らしい景観まちづくりの目標
- 2. 景観まちづくりの進め方

第3章 景観法を活用した規制誘導 1. 区域の設定 2. 景観形成に関する基本方針 3. 要素ごとの景観形成の方針 4. 行為の制限 5. 屋外広告物における規制誘導



「基盤の保全」のプロセス



■「基盤の保全」のプロセス図

第1章 景観特性と景観まちづくりの課題

1. 長久手の特徴

長久手は、良好な住宅地とみどり豊かな田園や樹林地がバランスよく広がる調和のとれたまち を目指して、公園や道路等の整備で潤いや景観を意識した整備を進め、美しい住宅地として発展 してきました。

長久手の誇れる景観はまちうた(詩)「さかそう ながくて じちのはな」で詩われています。

まちうた(詩)「さかそう ながくて じちのはな」(抜粋)

わしらのまちの長久手は

戦国の世からの 伝統と 清き流れの 香流川

緑豊かな 里山と リニモが結ぶ 街並みや

万博の知恵と理想が 誇りだな

※まちうた (詩) 「さかそう ながくて じちのはな」は、「長久手市みん なでつくるまち条例」を考えるために集まった市民有志が、まちへ 想いを詩にまとめたものです。

小牧・長久手の戦いに関する史跡や社寺、伝統ある警固祭り等の歴史資源



▲古戦場公園

「私が好きな長久手の桜」◆



▲警固祭り

岩作周辺の古くからのまちなみ



▲岩作地区内のまちなみ



▲首塚

長久手を源流とする香流川





田園・東部に多く残る里山等の自然



市を横断する東部丘陵線(リニモ)からの眺望



「夕暮れのリニモ」◆



「リニモからの景観」◆





図書館通りやはなみずき通り等の街路樹や公園等の街の中の緑







▲桧ケ根公園

土地区画整理事業等により発展した美しい住宅地のまちなみ



▲長湫南部土地区画整理地区内住宅地



▲長湫中部土地区画整理地区内住宅地

2005 年日本国際博覧会が開催された愛・地球博記念公園(モリコロパーク)



「ファンタジー」◆



「愛の宇宙船でキリンの国に到着」◆

2. 全体の景観特性

香流川、長久手古戦場、愛・地球博記念公園(モリコロパーク)、東部丘陵線(リニモ)等の 長久手独自の景観資源が市内に分布し、多様な景観が見られますが、長久手全体でとらえると、「 "まち"と"さと"のコントラスト」と「"土地区画整理事業"と"既存集落"」が大きな景観特 性として見られます。

(1) "まち" と "さと" のコントラスト

西側の住宅地を中心とした"まち"と、東側の豊かな緑に包まれた田園・丘陵地の"さと"という2つの顔を合わせ持つコントラスト(対照)のある景観を形成しています。



新しい住宅地や商業地を中心に広がっており、公園やせせらぎ、庭木や街路樹の緑がまちに潤いを与えています。その一方で、昔ながらのまちなみも残っています。

田園や集落、緑の丘陵地による自然豊かで のどかな風景が広がり、その眺めは人々の心 に安らぎや潤いを与えています。





「田園風景」



16

(2) "土地区画整理事業" と"既存集落"

土地区画整理事業により、計画的な市街地を整備するとともに、公共施設の整備改善が行われることで無秩序な市街化が防止され、現在の景観を形成しています。

また、今も残っている"既存集落"も昔の面影を残し、良好なまちなみ景観を形成しています。

岩作地区の旧市街地 長久手の西側は、主に土地区画 整理事業により市街地として開発 されていますが、岩作地区では昔 の中心地としての面影が残されて いるところもあります。 97111 明治時代の集落の分布図 現在の市街化区域

土地区画整理事業

長久手の市街化区域の約8割は土地区画整 理事業により整備された市街地が広がってい ます。

"さと"の既存集落

明治時代の地図にあるように、昔から変わらず既存集落の面影が現代まで残されています。





3. 要素別の景観特性

長久手の景観特性を把握するため、土地利用、道路や河川の軸、人々が集まる集中点等で景観を分類し、景観資源図として取りまとめます。

長久手らしさを活かした良好な景観形成を進めていくためには、長久手の景観の特徴と課題を 抽出する必要があり、5つの景観特性(点・線・面・眺望・歴史)で整理します。



特性 特性の概要 景観資源図の分類 主な景観資源 各所に点在し、多くの人が集まる 集中点、ランドマーク、大規模な 公園、公共公益施設、大規模施設 集中点で、長久手を象徴するラン 点的特性 公共公益施設、市街化区域内の一 団の緑地 ドマーク 同じ要素が線的に連続する、道路 河川、緑道、幹線道路、鉄道等 東部丘陵線 (リニモ)、(都)愛・ や鉄道、河川等 地球博記念公園線(グリーンロー 線的特性 ド)、香流川、道路(グリーンロー ド以外)等 同じ要素が面的に集まって一体性 低層住宅地、中高層集合住宅地、 住宅地、商業地、丘陵地と農地に をもつ住宅地や商業地、丘陵地や 沿道商業地、工場が立地する地区、 よる緑地等 面的特性 田園等 農村集落地、田園地帯(畑を含む)、 市街化調整区域内の一団の緑地、 市街化調整区域内の開発地 まちを眺める場として、鉄道高架、 眺望点 東部丘陵線(リニモ)の高架や橋 眺望特性 丘陵地の展望台、高さのある建築 上駅、東部丘陵の山並み、色金山 等 物等 土地の記憶が残る史跡、文化財、 昔の面影を残す地域 長久手古戦場、警固祭り奉納寺社 歴史特性 昔ながらの面影が残る地域等 の仏閣、既存集落等

【配慮事項】良好な景観のポイントとなるために、景観資源そのものの魅力を高め、周辺の景観との調和や、市民に親しまれるランドマークとしての役割が必要。

	公園	公共公益施設	大規模施設
写真	▲はなみずき広場	▲中央図書館 「大きな図書館」◆	A 大規模商業施設
特徴	でいた。 変・パーク。 ははいり、リング をして、ますの。 をは、ないり、リング をは、ないり、リング をは、ないり、リング をは、ないり、リング をは、ないり、リング をは、ないり、リング をは、ないり、カーンでは、でいた。 でいたのが、でいた。 でいたのが、でいた。 でいたのが、でいた。 でいたのが、でいた。 でいたのが、でいた。 でいたのが、でいた。 でいたのが、でいた。 でいたのが、でいた。 でいたのが、でいた。 でいたのが、でいた。 でいたのが、でいた。 ののできない。 ののでできない。 ののでできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののでできない。 ののできない。 ののできない。 ののできない。 ののでできない。 ののでできない。 ののでできない。 ののでできない。 ののでできない。 ののでできない。 ののでできない。 ののででできない。 ののでできない。 ののでででできない。 ののででででででででででででででででででででででででででででででででででで	中央ケ持ま と身育・まい 大変知大しています。 大では、大変に、 一次の人が、 一次のり、 一次の人が、 一次のり、 一次のり	大規模商業施設としてアピタ長久手、IKEA 長久手、IKEA 長久手が(都)愛・地球博記念公園線(グリーンロード)沿いに立地しています。 その他、大規模観光拠点、施設とはてトヨタして機関として規模研究機関と、豊田と、大規模研究所、大規模工場の工業に対しています。
課題	はなみずき広場、くすのき広場はきれいに整備されているものの、木陰が少なく、休憩する場所として利用する人が少ない状況となっています。	現在の良好な景観を維持するよう努めるとともに、周辺環境や緑地等と調和のとれた景観づくりを維持していくことが必要です。 今後、新たに整備を図る長久手古戦場駅周辺や長久手市役所周辺等について、景観づくりの方針を定める必要があります。	大規模施設であり、建物 の高さや形態、色彩等が周 辺の景観に大きな影響を与 えています。

※「ランドマーク」とは、都市景観や田園景観において目印や象徴となるものをいう







【配慮事項】良好な景観の軸となるために、景観資源そのものの魅力を高め、軸としての奥行 や軸に接する建築物等の調和に配慮が必要。

	リニモ・グリーンロード	香流川	道路(グリーンロード以外)
写真	▲リニモと"まち" 「リニモが行く長久手の街」 [◆]	▲香流川の眺め	▲図書館通りの眺め
特徴	(都)愛・地球博記念公園線(グリーンロード)は長久手のほぼ中央を東行きとである。 まちで、まちであるである。 はいまないます。 はいます。	香流川は、市の中心部を 東南から北西に向かって決は まながらの面影を残す岩作 地区、西は中高層住宅地が 地区、西は東京の移って、水・緑 通る等、風景の移って、水・緑 しられるとと景観資源となっ でいます。	図書館通り等付別では、のが高速生のいます。 関連のは、のがでは、のがでは、ないのがでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、のがでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ
課題	(都)愛・地球博記念公園線(グリーンロード)については、木が少ないとともに、ごみのポイ捨てが目立ち、まとまりのない屋外広告物が設置されています。	香流川は、ごみの放置や 雑草が多い区間や、木陰等 の休憩できる場所が少ない 区間があります。	幹線道路沿いに、多数の 屋外広告物の設置や、犬の フンの放置、ごみのポイ捨 てが目立ちます。





【配慮事項】良好な景観のまとまりとなるために、景観資源そのものの魅力を高め、一体性が 感じられるように調和が必要。

	住宅	商業	丘陵・田園
写真	▲外構がそろった低層住宅地	▲沿道商業地	▲御嶽山への眺め
特徴	市西部は、幹線道路沿道 を除く大部に、 を除住宅地が大た、 をはいます。 に、低層によるまたに とのは地区計画によられたは では地区があります。 まではがあります。 までは、 中の一点を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	長久手における商業地景 観は、主に(都)愛・地球 博記念公園線(グリード)沿いの「沿道商業 地」と東部丘陵線(リニモ) の杁ケ池公園駅、長久り、 戦場駅に分布しており、 が多く集まることでにぎわいが生まれています。	よる広大な緑地に囲まれて
課題	派手な屋根や外壁等、周辺と調和しない建物があります。 道路沿いの緑化が少なく、圧迫感を感じる建物等があります。	道路に面して樹木が植栽されていなかったり、派手な色彩の建物や屋外広告物が設置され、周辺と調和が図られていないものがあります。	開発行為や太陽光パネル、鉄塔が設置される等、 樹林の伐採が見られます。 農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加等の問題があります。 現在整備中である県道瀬戸大府東海線について、周辺環境への配慮が必要です。





【配慮事項】良好な眺望景観となるために、景観資源そのものの魅力を高め、視点場の環境の 維持と、眺望対象の保全が必要。

	リニモ	丘陵	歴史的眺望	人工的眺望
写真	▲リニモを地表から望む	▲ "さと" の東部丘陵の 山並み	▲色金山からの眺望	▲大規模商業施設からの 眺望 「緑に包まれて暮らす」 [◆]
特徴	東の車は、「リ高の、「リ高の、「リ高の、「リ高の、「リ高の、「リ高の、「リ高の、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、」」」。「は、「は、「は、「は、「は、」」。「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「は、「	岩作丘をを上げる。 という おり とり できます という できまれる はいます という できまれる はいます にして という できます できます できます できます できます という はい かい はい かい はい でいます という はい かい はい いっぱい はい いっぱい はい いっぱい はい いっぱい いっぱい い	歴史的資源の長久 手古戦場、御旗県等の戦国武将も眺づ視点場にである。 り、戦国の戦国にが通過である。 り、戦しいである。 り、戦しいである。 り、戦しいである。 り、戦しいである。 り、戦しいである。	愛・地球博記念公園(モリコロパーク)の大観覧車や一部の大規模商業施設の屋上、友愛橋等のを見道橋等のを見渡すことができます。
課題	東部丘陵線(リニモ)からの眺望景観の確保と東部丘陵線(リニモ)の周囲に高架より高い建物が建ち始めています。	山の樹林が伐採され鉄塔が設置される 等、山並みと空との スカイラインが損な われてきています。	高い建物が建ち、 眺望点からの見通し や、そこから見える 風景が損なわれてき ています。 歴史的資源が相互 に眺望できる景観の 保全を検討する必要 があります。	高い建物が建ち、 眺望点からの見通し や、そこから見える 風景が損なわれてき ています。





【配慮事項】良好な歴史景観を引き継ぐために、景観資源そのものの魅力を高め、歴史的価値 を維持し、歴史特性との調和が必要。

	史跡	文化	集落
写真	▲古戦場公園	▲警問祭り	▲岩作の旧銀座通り
特徴	戦国時代の長久手合戦に 係る文化財として、 (個旗として、 (個旗との (個旗との (個旗とので (個旗とので (本ではないで (本	社養や寺院等が"さと"に	昔ながらの面影を残す既存集落が"まち"では岩作地区、"さと"では田園地帯の上郷地区、大草丘陵の山裾の熊張地区等に残っています。
課題	歴史的景観を維持保全するため、適切な管理や歴史的まちなみとの調和が必要です。	新しい市民が増えたり、 世代交代をしていく中で、 今に残る文化的な景観を伝 え、継承していくことが必 要です。	既存集落では周辺と調和しない建物が建つ等、昔ながらのまちなみが損なわれつつあります。





4. 市民の意識

身近な景観、地域の感性、市民協働の観点から、景観を育成していくため、市民アンケート、 市民ワークショップ等の結果から、長久手の景観に対する市民の意識からみる特性と課題を整理 します。

(1) 市民の意識調査等の概要

● 景観に関する市民アンケート

現状の長久手の景観をどのように感じているかを調査し、また、市民のこれからの景観まちづくりに対する意向を把握し、今後の市政運営等に反映させるため、2018(平成30)年8月に住民基本台帳から無作為抽出された市内在住の満18歳以上の2,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

調査概要	配布数	回答数	回答率
	2,000 人	572 部(無効 1 部含む)	28.6%

2 長久手フォト・まちの絵コンテスト

長久手らしい景観を検討し、魅力あるまちづくりを推進するため、応募者が好きな長久手を 撮影、または描く長久手フォトコンテスト及び長久手まちの絵コンテストを開催しました。

	長久手フォトコンテスト	長久手まちの絵コンテスト
応募資格	長久手市内外、	誰でも応募可
募集テーマ	あなたの好きな長久手をとろう	あなたの好きな長久手をかこう
応募期間	2019 (令和元) 年 6 月 3 日	(月) から9月6日 (金) まで
応募数	44 点	73 点

❸ 景観市民ワークショップ

景観まちづくりは行政だけでは良いものはできないため、長久手市に在住する、業種や年代 を超えた様々な人たち (市民・事業者・行政等) と、残したい風景や育んでいくべき長久手ら しい景観について話合い、魅力ある長久手らしいまちづくりを推進するため、市民ワークショップを開催しました。

	開催日	テーマ	参加者
第1回	2018 (平成30) 年11月17日 (土)	まち歩きマップの作成	22人
第2回	2018 (平成30) 年12月 1日(土)	東小校区まち歩き	36人
出張版	2019 (平成 31) 年 1月 26日 (土)	まち歩きマップの作成 (西小校区)	16人
第3回	2019 (平成31) 年 1月27日 (日)	長小・北小校区まち歩き	76人
出張版	2019 (平成 31) 年 2月17日 (土)	まち歩きマップの作成(市が洞小校区)	21人
第4回	2019 (平成31) 年 2月23日 (土)	西小・南小・市が洞小校区まち歩き	78人
第5回	2019 (平成31) 年 3月10日(日)	まち歩き結果まとめ	34人
第6回	2019 (令和元) 年 9月 8日 (日)	長久手の今と昔の風景を知ろう!	36人
特別編	2019 (令和元) 年10月19日(土)	景観まちづくり先進地現地見学会(可児市)	18人
第7回	2019 (令和元) 年10月27日(日)	長久手市の魅力を上げるには?	28人
第8回	2019 (令和元) 年12月 8日(日)	景観まちづくりの市民活動・協働について	26人



(2) 市民の意識調査等からみる特性と課題

● 景観に関する市民アンケートからみる特性と課題

・長久手の景観は8割の市民が概ね満足している。

特件

- ・良いと感じている景観は「リニモからの眺望」、「リニモのある景観」、」「田や畑等の田園風景」 等の割合が高かった。
- ・将来残していきたい景観としては「自然・川・田園」、「古戦場」、「リニモ」等の割合が高かった。
- ・現在の景観としてイメージするもので「自然」、 「歴史・文化」、「のどか」の回答が多い。
- ・良いと感じている景観の割合が低かったものは「瀬戸大府東海線のまちなみ」、「田籾名古 屋線のまちなみ」等。

課題

・良くない景観要素としては「河川や道路がきれいに整備・管理されていない」、「建物やまちなみの統一感がない」、「電線や電柱」等の割合が高かった。

② 長久手フォト・まちの絵コンテストからみる特性

特性

- ・描かれた施設や風景を見ると、愛・地球博記念公園(モリコロパーク)と東部丘陵線(リニモ) を対象とした応募作品が多かった。
- ・上記以外では、「通り」、「公園」、「中央図書館」、「祭り」、「自然(山並み・田園)」、「桜」、「N-バス」、「眺望」等が対象とされ、公共施設では、中央図書館を対象とした応募作品が多かった。

市民ワークショップからみる特性と課題

特性 課題 ・「里山」「田畑」「モリコロパーク」等のまとま ・「グリーンロード」は緑が少なく、「瀬戸市境」 りのある緑がある。 は緑量が減り、「香流川」は木陰が少なく、休 ・「香流川|「杁ケ池公園|「ため池|等の水と自 憩できない。 然が感じられる場所がある。 ・コンクリート張りの川は殺風景。 ・「色金山」「友愛橋」「市が洞にある展望台」「ア ・「色金山」では木が生い茂り眺望できない、周 ピタの立体駐車場 | 等の視点場がある。 辺環境と調和しない高い建築物が建ち眺望が ・「図書館通りや香流川通り等の緑豊かな街路」 悪くなってきた。 「せせらぎの径」等、良好に管理された通りが ・川や道路に雑草が多い。 「杁ケ池」の水質が悪い。 ある。 ・調和のとれている住宅地がある。 ・田園への視線を遮る看板が多い。 ・「岩作の旧銀座通り」「既存集落」「緑豊かな社 ・川のスカイラインが途切れている。 寺及び史跡 | 等の昔らしさの面影が感じられ ・ごみが多い。



る場所が残っている。



5. 景観まちづくりの課題のまとめ

長久手を取り巻く景観に関する社会潮流や、これまでにあげた景観特性や市民意識等の意見により景観の診断を行い、その景観を予防・治療・育成・創造するための課題を6つの分野に整理します。

景観まちづくりの課題

分野	景観まちづくりの課題
協働	・人口減少、高齢化に向けた、景観まちづくりの担い手の確保。 ・コミュニティの多様性に対応した地域主体の景観まちづくりの構築。 ・多様な景観特性に対し、市民・事業者・行政それぞれの役割に応じた取組、ルールづくり。
歴 史	・新住民やこれからの世代への歴史的文化の継承。 ・長久手古戦場(古戦場公園)、御旗山、色金山等の歴史的資源が相互に眺望でき る景観の保全。
"まち" と "さと"	・"まち"と"さと"の二つの要素がちょうど半分ずつ共存する都市構造の特色を活かした景観形成が必要。 ・"まち"と"さと"を結ぶ交通軸(東部丘陵線(リニモ))からの車窓景観や、河川軸(香流川)からみた景観が、東部丘陵線(リニモ)の高架よりも高い建物や香流川へのごみの放置や雑草により良好な景観が妨げられている。 ・"まち"は明るく落ち着きのある洗練されたまちをつくり、"さと"はのどかで親しみのあるふるさとの自然の風景を残す。 ・農地、里山からなる広がりのある自然景観と丘陵地のスカイラインの保全。 ・田畑の耕作放棄、市街化調整区域の開発により"さと"の風景が損なわれてきている。
自然環境	・川のごみの放置や流木、雑草。 ・ため池の浮き草の発生等による水質の悪化。 ・香流川の"まち"側の無機質なコンクリート張りの護岸。 ・生物多様性がもたらしている身近な自然景観の保全。
暮らし	・地域のまちなみを守る、コミュニティの形成。 ・民有地の道路沿道の緑化が少ない住宅地の景観の魅力や潤いづくり。 ・幹線道路沿いの多数の屋外広告物の設置や、道路への犬のフンの放置、ごみのポイ捨て。
長久手らしさ	・リニモテラスや古戦場公園等の長久手古戦場駅周辺及び市庁舎や総合体育館等の 長久手市役所周辺における周囲と調和のとれた景観づくり。 ・東部丘陵線(リニモ)のある景観、東部丘陵線(リニモ)から見える眺望景観。 ・岩作の旧銀座通りや既存集落の昔らしさの面影が残る景観の活用。





第2章 景観まちづくりの考え方

1. 長久手らしい景観まちづくりの目標

第1章で示したように長久手の景観は、香流川や里川等の「自然景観」、小牧・長久手の戦い に関する史跡や社寺等の「歴史景観」、新しい住宅地や愛・地球博記念公園(モリコロパーク) 等の「生活・文化景観」、東部丘陵線(リニモ)や大規模商業施設等の「産業・社会景観」等、 多様な景観が見られ、これらが相互に重なり・つながることで、他都市にはない特色ある景観を 形成しています。

長久手の特色である多様な景観に対しては、行政にしかできないことや、行政や事業者が行っ た方が良いこと、市民が行った方が良いことがあり、それぞれが主体的、または、協働して景観 づくりを行うことが"長久手らしい景観まちづくり"であると考え、これを推進していきます。

これらを踏まえて、長久手らしい景観まちづくりの目標を下記のとおりとし、市民や事業者、 行政が主体的に景観づくりを行いつつも、互いに協働し、景観まちづくりを進めることを目指し ます。

景観まちづくりの目標

みんなの協働景観まちづくり











「長久手音頭を踊って↓ボクも長久手人」◆

2. 景観まちづくりの進め方

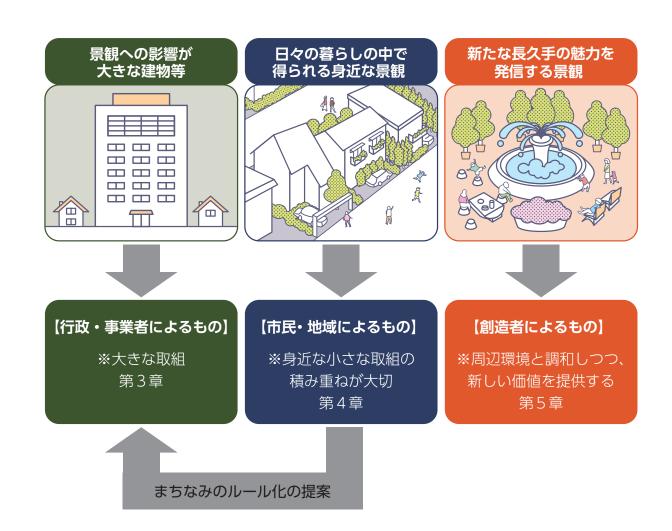
長久手の多様な景観に対する取組として、景観への影響が大きな建物等については、景観法に 基づく届出により誘導していきます。

一方で、日々の暮らしの中で得られる身近な景観については、市民の手や地域等により、景観づくりを行っていくことが必要と考えます。また、地域の景観まちづくりを進める中で、地域自らが景観に関するルールや計画をつくり、その運用を行政が行うケースも考えられます。

将来的に、新しい長久手の魅力を発信する景観が創出される可能がありますが、周辺環境と調和しつつ、新しい価値を提供する施設やまちなみになるよう、関係者と協働して景観づくりを進めます。

また、優れた景観を維持・創出していくためには、市民が誇りを持って、共感し、市民が主体的に景観まちづくりに携わる機会や活動できる場を設けることが重要です。

市民主体の景観まちづくりを推進するため、行政は景観まちづくり活動の支援や啓発活動を行います。







第3章

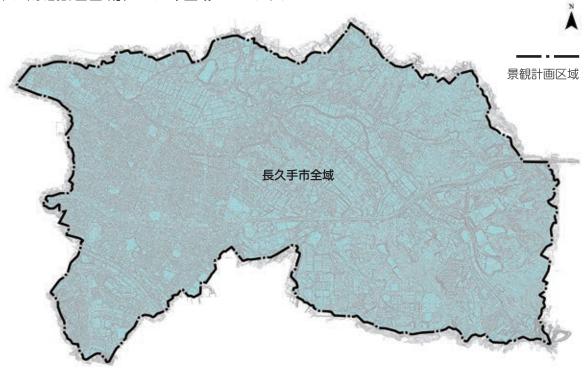
景観法を活用した規制誘導

1. 区域の設定

景観計画の対象区域の設定にあたっては、他の市町では全域対象や特定の区域を対象、全域と 重点地区を対象といったように区域設定の仕方に違いが見られます。

長久手は前述したように、地域によって多様な景観特性を持っています。

これらの多様な景観を市民みんなが参加し、守り・育むために景観計画の対象とする区域(以下、「景観計画区域」)は、**"市全域"**とします。



景観計画区域図

市全域を景観計画区域とします

2. 景観形成に関する基本方針

長久手らしい景観まちづくりの目標の実現を目指し、長久手の多様な景観特性を踏まえながら、 将来にわたり良好な景観形成に積極的に取り組むことが大切です。

ここでは、第1章で整理した景観特性や課題の分野を踏まえ、長久手の景観形成の取組の基本 方針を以下のように設定します。

基本方針 1

市民・事業者・行政の協働による景観づくり

協働

市民や事業者ひとりひとりが自分の住まいや地域を暮らしやすい空間としていくため、市民や事業者が主体的に景観づくりを行う必要があります。 したがって、市民・事業者・行政が景観形成の方向性を共有し、みんなで協力し合いながら、景観まちづくりを進めます。

また、行政は、景観まちづくりの市民参加のための受け皿を企画し、景観まちづくりへの参加の機会や場づくりを積極的に進めます。



基本方針2

歴史をふまえた将来に向けての景観づくり

長久手は戦国時代に小牧・長久手の戦いが繰り広げられた歴史をもつまちです。

歴史

戦国時代の長久手の合戦が繰り広げられた土地の記憶を引き継ぎ、今に 残る景観は、これからも継承していきます。

また、市街化区域内であっても、それぞれの土地が持つ記憶を残しつつ、そこに、新しいまちのよさを織り込みながら景観まちづくりを進めます。



「迫力と感動の火縄銃」



基本方針3

"まち"と "さと" のコントラストが感じられる景観づくり

長久手の一番の特徴は、西側の住宅地が主体の"まち"と、東側の田園や緑の丘陵地等からなる"さと"のコントラスト(対照)です。

このコントラストを保つために、"まち"では、人が集まり、にぎわいが創出されるような「出かけたくなる"まち"の景観づくり」を進めます。 "さと"では、緑の基本計画で里山拠点として位置づけられている里山エリアを積極的に保全し、さらに、耕作放棄地の活用等を検討することで、ふるさとらしさが感じられる「心安らぐ"さと"の景観づくり」を進めます。

30



「展望台からのながめ」



「緑の町長久手」





基本方針 4 水と緑の景観づくり

白

然

環

暮

長

久

手

"さと"には、丘陵地や香流川沿いに広がる田園等、豊かな緑があり、香流川やため池等の水辺とともに田園景観を形成しており、これらの豊かな緑と水が一体となった景観の保全を図ります。

一方、"まち"においては、住宅地開発により緑が失われ、川は無機質なコンクリート張りとなっている箇所があるため、まちを育む豊かな緑の保全や創出、川の多自然化等による水のある風景軸の形成を行い、潤いのある住環境の形成を図ります。



「お花見日和」



基本方針5

日々の暮らしが映え、歩きたくなる景観づくり

長久手では、季節により、地域のお祭りや様々なイベントが開催されて います。

これらの非日常的な景観以外の、日々の暮らしで得られる身近な景観も、 季節により樹木の見え方が移り変わるように、緑を増やして日常的に歩き たくなる景観づくりを行います。

さらに、市民交流を促すことにより、にぎわいのある景観を創出します。





基本方針6

長久手らしさが感じられる景観づくり

今後、新たな整備が図られる予定のリニモテラスや古戦場公園等の長久 手古戦場駅周辺及び新庁舎や総合体育館等の長久手市役所周辺では、多く の利用者が見込まれることから、景観まちづくりの視点においても、市民 参加の機会や場づくりを積極的に進め、長久手らしさが感じられる景観ま ちづくりを進めます。

また、長久手独自の交通手段として市内外の利用が今後も見込まれる東 部丘陵線(リニモ)からの眺望景観の保全を図ります。



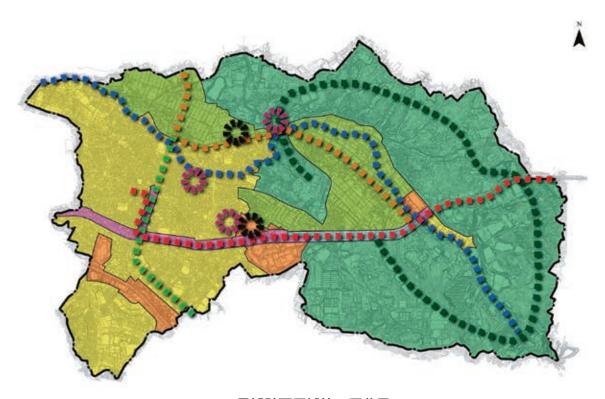
「わたしの好きな風景」



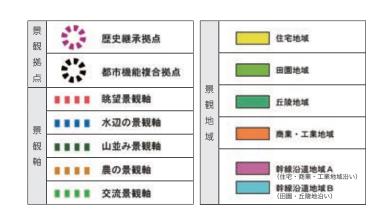
3. 要素ごとの景観形成の方針

長久手の景観特性及び地域の特徴を踏まえ、景観形成に関する基本方針を実現化するために、「2つの景観拠点」、「5つの景観軸」及び「5つの景観地域」に分け、要素ごとの景観形成の方針を設定します。

(1) 景観計画区域等の区分



景観計画区域等の区分図





(2)景観拠点

歴史継承拠点及び都市機能複合拠点の2つの景観拠点について景観形成方針を定めます。

景観拠点	景観形成方針	位置図	写真
①歴史継承拠点	古戦場公園、色金山、 御旗山は、長久手合戦に おける歴史的な資源であり、長久 長久手の戦場(、 長久野古戦場(、 会るとので、 は、 を見り、に眺望でいる。 は、 を重要ないまである。 を は、 を も を は、 を も の に り に り に り に り に り に り に り に り に り る に り る と る ら る ら る ら こ と ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら る ら		▲古戦場公園 ▲色金山からの眺め
②都市機能複合拠点	リニモテラスや古戦場 公園等の長久手古戦場駅 周辺及び新庁舎や総合を 育館等の長久手市役所ある。 一般能が集積するでは、 は、なるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は		▲現在の長久手市役所

(3)景観軸

眺望景観軸、水辺の景観軸、山並み景観軸、農の景観軸、交流景観軸の5つの景観軸について 景観形成方針を定めます。

景観軸	景観形成方針	位置図	写真
①眺望景観軸	東部丘陵線(リニモ)は、長久手独自の個性的な景観軸であるととのできる視点場でもあるため、東部丘陵線(リニモ)からの眺望景観の維持を図ります。		▲リニモから御旗山を望む ▲リニモから 古戦場公園周辺を望む
②水辺の景観軸	香流川は長久手を東西に縦断する水と緑の景観を表といるがでは親り、はありを進いのがあるとでは、香流川の大きでは、香流川の大きでは、香油の大きでは、一切では、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大き		▲花籠による緑化 ▲香流川

34

景観軸		景観形成方針	位置図	写真
③山並み景観	見軸	東部丘陵や御嶽山等の 緑の丘陵地は、市の東部 を包み込む緑の回廊であ り、市の背景としていることか く寄与していることか ら、連続性のある山並み (スカイライン) に配慮 した景観づくりを進めま す。		▲東部丘陵の山並み
④農の景観	軸	前熊寺田交差点から北側の県道田籾名古屋線及び石田交差点から北側の図書館通りは田園地域を到りに縦断している。道路からは農地及できるとからいはとからいできるとといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるとい		▲県道田籾名古屋線から 眺める農地
⑤交流景観	軸	図書館通りは、人なことでは、人がことでは、人がことでは、人がことでは、人がことでは、人ができるでは、人ができるでは、人がでないが、人ができるでは、人ができるでは、人ができるでは、人ができるでは、人ができるでは、人ができるでは、人ができるでは、人ができないができるが、人ができる。		▲友愛橋から図書館通りを望む

(4) 景観地域

住宅地域、田園地域、丘陵地域、商業・工業地域、幹線沿線地域の5つの景観地域について景 観形成方針を定めます。

景観拠点	景観形成方針	位置図	写真
①住宅地域	住宅地であっても身近に自然を感じ、楽緑があるようのあるようのあるまで、 さいののでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		▲緑豊かな戸建住宅地 ▲歴史性を感じるまちなみ(岩作地区)
②田園地域	市内の市街化調整区域 に広がる田園及びその周 辺の集落は、長久手の原 風景といえる重要な景観 の一つであるため、上郷 地区等の集落を含めた田 園景観に配慮した景観づ くりを進めます。		▲東小学校付近から 御嶽山を望む ▲生垣が連続する集落 (上郷地区)



	景観地域	景観形成方針	位置図	写真
	③丘陵地域	市東部の広範囲に広が る丘陵地、中央の御嶽山 は、田園、集落、山並み が一体となった良好な景 観を形成しており、熊張 地区等の集落を含めた里 山景観に配慮した景観づ くりを進めます。		▲田園、集落、山並みが 一体となったまちなみ ▲山裾の集落(熊張地区)
	④商業・ 工業地域	人が集まりにぎわうための、緑の潤いが感じられる商業景観づくりと、緑の調がままままでではまます。また、工業地域が多いたでは、大田県のは、大田県のは、田田県のは、大田県のは、大田県のは、大田県のは、大田県のは、大田県のは、田田		▲商業施設の外構 ▲ 緑豊かな工業施設
(5)	幹線沿線地域 A 6 年 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(都)愛・地球博記念 公園線(グリーンロー ド)と東部丘陵線(リニ モ)は、市内を東西に縦 断する景観軸を形成ふふあ も地域のためと美しいを進めます。 また、東部丘陵線(リニ ごう また、東部丘陵線(リニ ここでは ここでは ここでは ここでは ここでは ここでは ここでは ここで		▲街路樹と民地の緑 本外構が緑化された集客施設

4. 行為の制限*

長久手にふさわしい良好なまちなみ景観の形成を進めるため、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等について、沿道緑化の推進や周辺と調和の取れた形態色彩等の良好な景観の誘導を図るべく、建築物や工作物の形態意匠等の景観形成基準を定めて届出対象とします。

(1) 届出対象行為

建築物や工作物の開発行為等については、市全域において、景観に与える影響の大きい一定規模以上の行為を対象とします。

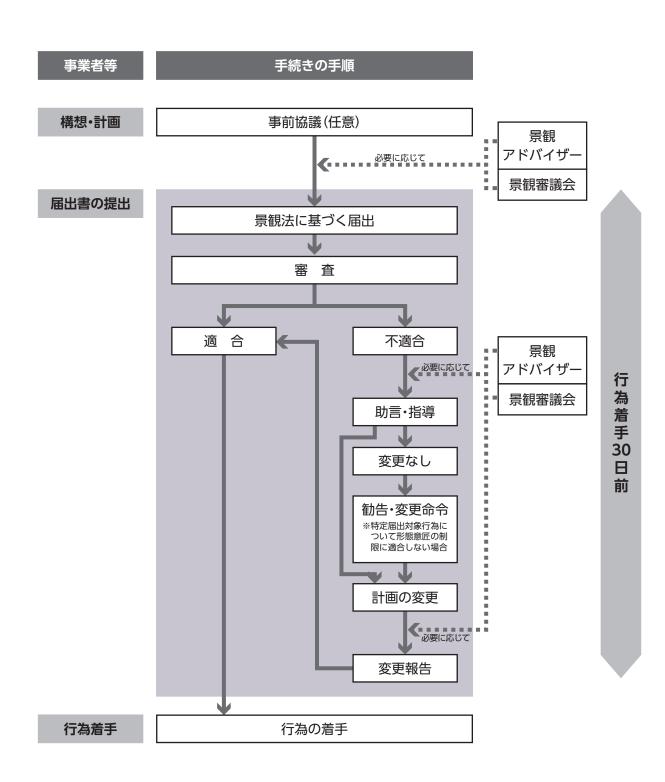
	届出対象	行為	対象規模	イメージ図	備考
建	新築、増築、改築または移転		・高さが 10m を超え る、または建築面積が 500㎡を超えるもの	建築面積 500 m超	
左築物	外観の変更を伴う修繕もしくは模 様替または色彩の変更		・高さが10mを超える、または建築面積が500㎡を超えるもの、かつ各立面の変更部分の見付面積が当該立面の見付面積の3分の1を超えるもの	(参考) <u>見付面積</u> 建築物等の 鉛菌投影面積 取け高額 接続主から及ぶ型 変更部分 3分の1超 建築面積 500 m超	
	新築、増築、改 築または移転、	電気供給、通信に伴う鉄塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、アンテナその他これらに類するもの	 * 建築物と一体となって ・ 建築物と一体となって ・ 鉄柱、 ・	瀬之 15m 超 瀬之 5m 超 瀬立 5m 超 瀬立 15m 超 瀬立 5m 超 瀬立 15m 超	通常の維持 管理や設備 更新等変 微な変 除く
工作	外観の変更を伴 う修繕もしくは 模様替または色	擁壁、柵、塀	・高さが5mを超える もの	報 E S り 能	13. 1
物	彩の変更	高架道路、高架 鉄道その他これ らに類するもの	・高さが5mを超える もの	延長 10m 超	
		橋りょう、歩道 橋その他これら に類するもの	・延長が 10 mを超える もの		
	太陽光発電設備 の設置または交 換	太陽光発電設備	・モジュールの合計面積 が 1,000㎡を超える もの	合計面積 1,000 ㎡超	
	開発行	為	・面積が 1,000 ㎡を超 えるもの		

(2) 特定届出对象行為

景観法第17条第1項に基づく特定届出対象行為は、(1)の建築物と工作物の建築等とします。

(3) 届出フロー

届出対象となる建築等の行為については、行為の着手30日前までに市へ届出が必要になります。



(4) 景観形成基準

長久手の多様な景観特性を大きな建築物等からの影響を避け、それぞれの地域で良好な景観形成の推進を図るため、「住宅地域」「商業・工業地域」「幹線沿道地域」「田園地域、丘陵地域」ごとに景観形成基準を以下のとおり定めます。

			住宅地域の景観形成基準	備	考
	緑	化	・道路に面して樹木を植栽する。 ・緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。		
	间	さ	・歴史継承拠点に位置づけている長久手古戦場(古戦場公園)、御 旗山、色金山を相互に望む眺望を阻害しないよう努める。		
		態匠	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するよう努 める。		
	™	E	・できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。・できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないよう努める。また、できる限り、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。	ランマー	
建築物	色彩		・主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 Y(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 (自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない)・アクセントカラー(主要な色彩を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。・アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の5%以内とする。	し割す等観等を市観必てを建で審の聴長形要	の果築、議意いが成と役た物景会見て景上認
	付属設備		・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。	め に は 、 限り	いてこの
	位	置	・周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める。	ない	
	色	彩	・周辺のまちなみとの調和に配慮した色彩とする。		
T //- #/n	素	材	・経年変化による退色や汚損を考慮する(自然素材は除く)。 ・光沢のある素材、反射性のある素材の使用は避ける。		
工作物	太陽発電部		 ・目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠しする等、周囲から見えにくくなるよう努める。 ・太陽電池モジュール (パネル) は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ・太陽電池モジュール (パネルのフレーム) は、低反射のものを使用する。 		
開発行為	形	態	・法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に 努める等、周囲の景観との調和を図る。		





		商業・工業地域の景観形成基準	備考
	緑化	・道路に面して樹木を植栽する。 ・緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。	
	形 意	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するよう努める。	
	配置	・できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。・できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないよう努める。また、できる限り、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。	ランド マークと しての役
建築物	色 彩	・主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 Y(黄)の色相は、彩度4以下 上記以外の色相は、彩度2以下 (自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない)・アクセントカラー(主要な色彩を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。・アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の10%以内とする。	割す等観等を市観必めにを建で審の聴長形要るお果築、議意いが成と場いためと場い
	付属設備	・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。	は、この 限りでは ない。
	位置	・周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める。	
工作物	色彩	・周辺のまちなみとの調和に配慮した色彩とする。	
	素材	・経年変化による退色や汚損を考慮する(自然素材は除く)。 ・光沢のある素材、反射性のある素材の使用は避ける。	
開発行為	形態	・法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に 努める等、周囲の景観との調和を図る。	



AA O XXX

		幹線沿道地域の景観形成基準	A*	В*	備考
	緑化	・道路に面して樹木を植栽する。 ・緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。	0	0	
		・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を 形成するよう努める。	0	_	
	形 態 意 匠	・周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮し、まとま りある景観を形成するよう努める。	_	0	
		・周辺の景観に配慮して、大きな面を構成しないよう分 節に努める。	0	0	
	配置	 ・できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 ・できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないよう努める。 また、できる限り、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。 	0	0	ランド
建築物	色 彩	・主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R(赤)及びYR(橙)の色相は、彩度6以下 Y(黄)の色相は、彩度4以下上記以外の色相は、彩度2以下(自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない) ・アクセントカラー(主要な色彩を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ・アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の10%以内とする。	0	_	マし割す等観等を市観必めにはーてを建で審の聴長形要るお、クの果築、議意いが成と場いこと役た物景会見て景上認合ての
	色彩	・主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R(赤)、YR(橙),Y(黄)の色相は、彩度4以下上記以外の色相は、彩度2以下(自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない) ・アクセントカラー(主要な色彩を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ・アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の5%以内とする。	_	0	限りではない。
	付属設備	・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。 ・やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の 目隠しや緑化により見えないよう配慮する。	0	0	





		幹線沿道地域の景観形成基準	A*	В*	備考
	位置	・周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等の状況 を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損 ねないよう努める。	0	0	ランド マークと しての役
工作物	42. W.	・周辺のまちなみとの調和に配慮した色彩とする。	0	_	割を果たす建築物等で、景観審議会等の意見を聴いて
上15刊	色 彩	・周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮した色彩とする。	_	0	市長が景 観形成上 必要場合 において
	素材	・経年変化による退色や汚損を考慮する(自然素材は除く)。 ・光沢のある素材、反射性のある素材の使用は避ける。	0	0	は、この 限りでは ない。
開発行為	形態	・法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を 工夫し、緑化に努める等、周囲の景観との調和を 図る。	0	0	

※ A:住宅・商業・工業地域沿い、B:田園・丘陵地域沿い

		田園地域、丘陵地域の景観形成基準	備考
	緑化	・道路に面して樹木を植栽する。 ・緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。 ・敷地内の既存樹木は、できる限り保全する。ただし、やむを得ず 既存樹木を保全できない場合は、できる限り敷地内に移植し、伐 採は必要最小限にとどめるものとする。	
	高さ	・周辺の田園風景や里山風景に配慮した高さとする。 ・歴史継承拠点に位置づけている長久手古戦場(古戦場公園)、 御旗山、色金山を相互に望む眺望を阻害しないよう努める。	
	形態 意匠	・周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮し、まとまりある 景観を形成するよう努める。	
建築物	配置	 できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないよう努める。また、できる限り、擁壁には自然石を用いたり、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。 	ランド マーク しての役 割を果た
	色彩	・主要な色彩は、周囲の景観及びまちなみとの調和に配慮する。 ・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R(赤)、YR(橙),Y(黄)の色相は、彩度4以下上記以外の色相は、彩度2以下(自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない)・アクセントカラー(主要な色彩を補完するために使う色)の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。・アクセントカラーの使用に際しては、見付面積の5%以内とする。	す等観等を市観必めに建、議意いが成と場いが成と場いが成と場いがのといっています。
	付属設備	・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。・やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。	は、この 限りでは ない。
	位置	・周囲のまちなみや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないよう努める。	
	色彩	・周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮した色彩とする。	
丁 <i>作</i> 粉	素材	・経年変化による退色や汚損を考慮する(自然素材は除く)。 ・光沢のある素材、反射性のある素材の使用は避ける。	
工作物	太陽光	・目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠しする等、周囲から見えにくくなるよう努める。・太陽電池モジュール (パネル) は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。・太陽電池モジュール (パネルのフレーム) は、低反射のものを使用する。	
開発行為	形態	・法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に 努める等、周囲の景観との調和を図る。	



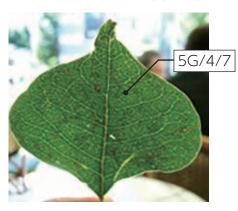


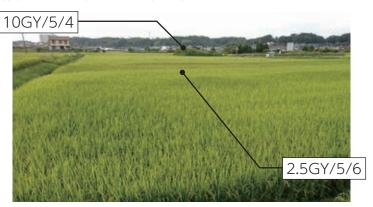
【参考】長久手の色彩基準の考え方

■ 基本的な考え方

長久手は、丘陵地、農地等の豊かな自然景観や、街路樹や公園の緑、住宅地の緑等に恵まれ、 自然な色彩に彩られています。このため、背景となる自然の緑や、身の周りの緑等を活かせるよ うな色を用いることを基本として、色彩に関する景観形成基準を定めています。

樹木や草等、自然の緑の色彩は、概ね彩度は6前後となっており、これらの長久手の自然の色彩を活かすためには、建築物の外壁や工作物の主要な彩度を6以下に抑えることが必要と考えました。





■ マンセル表色系

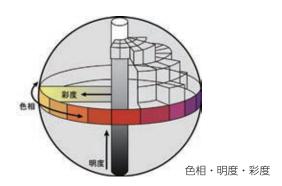
マンセル表色系とは色を表す3属性(色相・明度・彩度)、色立体にもとづく色の数値表現の一つです。その数値を"マンセル値"と呼び、色を定量的に表す時はこの値が広く用いられています。

下図のように、縦軸に明度、外周に色相、中心からの横軸に彩度をとる円筒座標型の色立体がマンセル表色系です。

マンセル表色系は、国際的な尺度である表色系としても有名で、日本でもJIS(日本産業規格)で取り上げられ、日本塗料工業会発行の塗料用標準色等、実用的に広く利用されています。

マンセル表色系ではひとつの色彩を"色相"、"明度"、"彩度"という3つの属性の組み合わせによって表現しています。



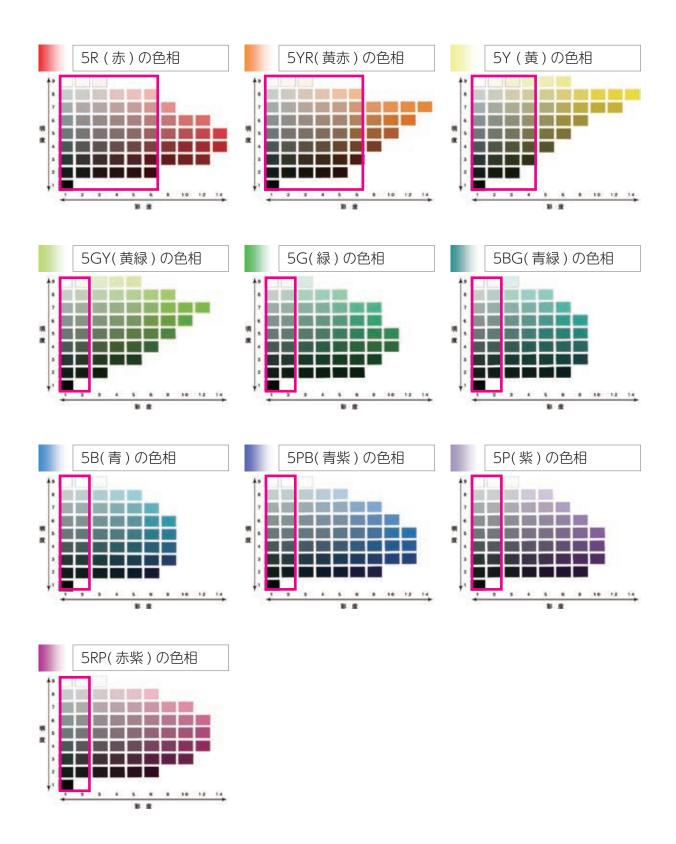


- ・色 相 有彩色で赤・黄・青等、他の色と区別する基本となる色の特質。
- ・明 度 色のもつ明るさや暗さの度合い。
- ・彩 度 色の鮮やかさの度合い。色の純度。





色彩基準のカラーチャート (住宅地域・商業・工業地域・幹線沿道地域(A))







色彩基準のカラーチャート (幹線沿道地域 (B)、田園地域、丘陵地域)



5. 屋外広告物における規制誘導

屋外広告物は、まちのにぎわいを演出する一方、色彩や 規模によっては良好な景観の阻害要因になります。

また、必要以上の野立看板等、屋外広告物の乱立によって景観を阻害していると、市民アンケート・市民ワークショップでも多数の意見が寄せられています。



そこで屋外広告物の表示及び掲出について、愛知県屋外広告物条例に基づき規制誘導を図っていくとともに、さらに景観法に基づく行為の制限に関する事項*1を以下に定め、良好な景観形成を図ります。

屋外広告物の景観形成基準

歴史・自然・活力等、都市の風格やにぎわいを演出する美しさを持った屋外広告物の誘導を図るため、以下の事項に配慮してください。

	Marian Marian 屋外広告物の景観形成基準
規模	・建築物の敷地内に納め、複数の屋外広告物はコンパクトに集約化する。 ・建築物の規模や周辺のまちなみと不調和な規模とならないよう配慮する。 ・同一内容の屋外広告物を連続して表示しない。
設置位置	・道路の見通しの保全に配慮し、極力低層部に設置する。
立地条件への配慮	・文化財をはじめとする歴史的資源等の景観形成上重要な施設の隣接地にあっては、 当該施設が醸し出すイメージを損ねないよう、掲出位置に配慮する。・東部丘陵線(リニモ)の車窓から見える場所に設置するものにあっては、車窓景 観の保全に配慮する。・自己用外の屋外広告物を設置しない。
色 彩 ・ デザイン	・建築物のデザインや色彩、素材等との調和を図り、統一的なデザインとする。 ・彩度6以下の控えめな色彩を用いるとともに、3色程度とする。 ・全国共通のデザインやコーポレートカラー*2であっても、彩度6を超える場合は、図と地を反転させる、切り文字とする等の配慮をする。 ・写真等誘目性の高いものの設置は控える。 ・蛍光塗料、発光塗料その他これに類するものは使用しない。 ・自動車運転者等の距離感や平衡感覚を惑わすデザイン(渦巻き模様等)は使用しない。
素材	・素材の選定にあたっては、耐久性やメンテナンス、経年変化を考慮する。
照明装置等	・激しい点滅を伴う照明装置、過度な明るさの照明装置は設置しない。 ・音声を伴う屋外広告物は設置しない。
その他	・デジタルサイネージ、プロジェクションマッピング等、新技術を活用する屋外広告物については、事前に市と協議を行うこと。



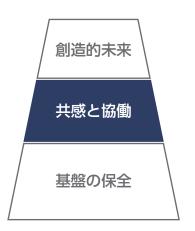
共感と協働

第4章

共感と協働の景観まちづくり

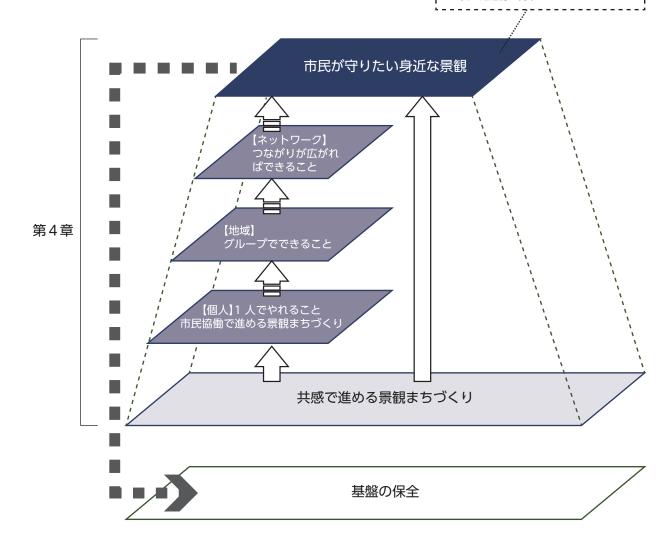
- 1. 共感で進める景観まちづくり
- 2. 共感から協働へ
- 3. 景観法による共感を得た景観資源の保全





「共感と協働」のプロセス

○既に共感されている長久手らしい景観 ○これから見い出される長久手らしい景観 ○地域で広く親しまれ、共感されている景観上 重要な建造物や樹木



■「共感と協働」のプロセス図



共感と協働の景観まちづくり

1. 共感で進める景観まちづくり

"長久手らしい景観まちづくり"を進めていくためには、まず、「何が地域の特色となる景観か?」 について、市民や事業者等がそれを見つけ出し、共感をひろげることによって、景観の診断、予 防、治療、育成、創造について探っていくことが重要です。

本計画を策定するにあたって、市民アンケート、市民ワークショップ、フォト・まちの絵コンテストを実施しましたが、その中から、いくつかの景観要素が「共感されている長久手らしさ」として浮かび上がってきています。

共感されている 「長久手らしさ」

● リニモのある風景

東部丘陵線(リニモ)は、長久手らしさを表すモチーフのひとつであり、子どもだけでなく多くの市民や来訪者の共感を得ています。それは、「東部丘陵線(リニモ)のある風景」であり、「東部丘陵線(リニモ)からみた車窓風景」でもあります。特に車窓風景の移り変わりは、"まち"と"さと"を結んでいることを実感できるパノラマです。

2 水の軸としての香流川

"さと"と"まち"を結ぶ軸のひとつが「東部丘陵線(リニモ)」であり、もうひとつが「香流川」です。水源地から名古屋市境まで至る香流川の景観の移り変わりは、まさに"さと"と"まち"の変化を表しています。市民の意識の中で、香流川もまた景観の重要な要素として共感を得ています。

3 歴史的資源の眺望

長久手らしい歴史として、多くの人々が「長久手合戦」を思い浮かべています。長久手古戦場(古戦場公園)や御旗山、色金山の歴史的資源は、互いに眺望し合え、この「見晴らし」は、現代にあっても、なお残る歴史的眺望として共感を得ています。

4 原風景をあらわす既存集落

長久手市の"まち"の景観の大部分は、土地区画整理事業によってつくられたまちなみですが、 昔ながらの面影を残すまちなみとして、「岩作の旧銀座通り」があります。

また、市東部の田園や里山が広がる既存集落のまちなみは、個々の住宅の多くは建て替わってはいるものの、農地、里山と一体となった集落の景観自体は残されています。

"まち"の中でも、また、"まち"から一歩出ても、昔ながらの面影を残す「岩作の旧銀座通り」や市東部の既存集落により、長久手の原風景に接することができることに共感を得ています。

6 "さと"に根付く農の風景や生態系

農のある風景や、そこから私たちが受け取る生物多様性の恵みは貴重で、将来残していきたい景観として田園風景があげられ共感を得ています。また、生物多様性に関しては、本計画書の表紙の写真の様に農に限らず"まち"の中にも存在しています。その一方で、農家の後継者不足や、動植物の生育環境の変化によって、こうした景観の維持が難しくなってきているのも、また事実です。



2. 共感から協働へ

(1)「共感」を広げていくために

共感されている景観は、長久手市の「景観の大きな枠組みに関係するもの」である一方、私たちの「身近な暮らしのなかに見出されるもの」も含まれています。

景観まちづくりの原動力となるのは、なにより、共感をどう広げていくか、また、共感できる 景観をどう発見していくかにかかっています。これがきっかけとなり、身近な景観に対する「個 人的共感」が広がり、共有が進めば、そうした市民が協働して景観まちづくりへとステップを進 めることができるからです。

(2) 市民協働で進める景観まちづくりの基本的な考え方

景観まちづくりは、身近な景観に対する個人的共感に始まり、一人ひとりの小さな取組から始めることが大切ですが、市民・事業者等による取組を協働により広げ、身の回りの取組から、地域における取組に発展させていくことによって、より魅力的な景観まちづくりも可能となります。一方、行政の役割としては、こうした市民協働の原動力となる共感を広げるための普及啓発や支援を行うことがあげられます。また、景観は道路等、公共施設とそれに接する住宅や店舗等の民有施設が一体となって構成されるものであり、官民のニーズのマッチングを図ることが必要であることから、市民、事業者や大学等も含めて多様な担い手が、地域の景観まちづくりのマネジメントに円滑に参画できるようなプラットフォーム(情報共有と調整の場)を整備するのも、行政の役割です。

次ページの図では、

- ○個人一人からできること
- ○価値観を共にする個人が集まったグループでできること
- ○さまざまな立場のグループがネットワークでつながることによってできること

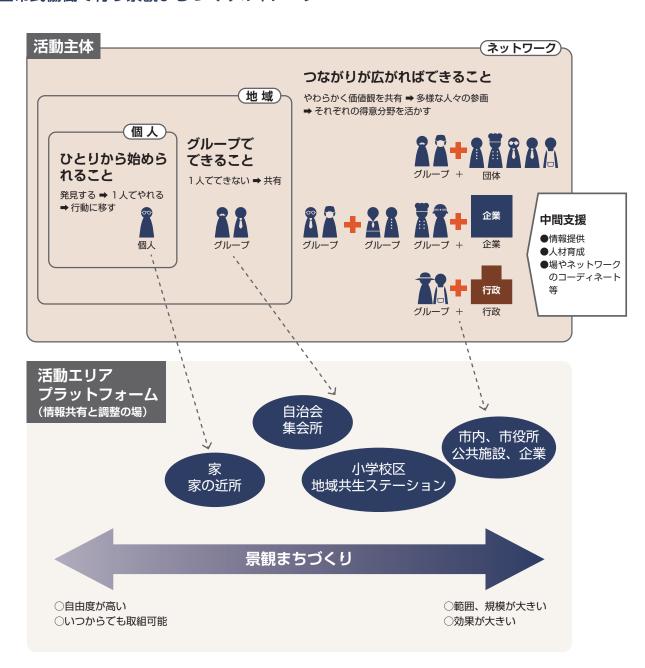
という視点から、できるだけ多くの市民や事業者が参画し、それぞれの立場を尊重しつつ、さまざまな得意分野を活かした景観まちづくりの協働に関するイメージを示します。

52





■市民協働で行う景観まちづくりのイメージ



景観まちづくりの参加と協働のイメージ図

(3) 市民協働で進める今後の取組

①【個人】(ひとりから始められる景観まちづくり)



景観に関心を持ち、身の回りの景観について、良さや課題を知るとともに、玄関先に花鉢を置いたり、家の周りの清掃等、できることから取り組んでみてください。

●わがまちの景観を知ろう

市民が誇りや愛着を持てる景観まちづくりを進めるためには、長久手の景観資源、あるいは地域や身の周りの景観資源に気づくことが大切です。

行政や市民団体が行う景観の普及啓発イベントに 参加して、景観の良さや課題を発見しましょう。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・行政や市民団体が主催するまち歩き等の景観普及啓発 イベントへの参加
- ・長久手を調べてみる



●身近な景観づくりを実践しよう

まずは一人ひとりが「景観まちづくり」の主役であることを認識し、ごみを拾ったり、自宅の玄関先を花で飾ったり、庭に中高木を植えたり積極的に緑化を進め、身近なところから景観づくりを始めてみてください。

54

【景観まちづくり活動の事例】

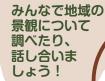
- ・散歩して景観を楽しむ
- ・自宅周辺のごみ拾い
- ・宅地内緑化の推進、玄関先の花飾り
- ・自宅のクリスマスイルミネーションの飾り付け
- ・景観絵画コンテスト等への参加
- ・イエローチョーク作戦 (犬のフン害対策)





2 【地域】(グループによる市民協働で進める景観まちづくり)

地域のまちなみを 守りたいけど、 一人では実現でき ないなぁ…





やれることから、 徐々に やってみよう!









「個」の取組から「協働」の取組へ展開させて、地域の特性に応じた景観まちづくりを進めましょう。

●地域を共に知り、景観意識を共有化しよう

日々の暮らしに根差した、まちの景観を整えるための地道な清掃美化活動も景観づくりに貢献します。

地域の景観資源を調査し、この調査活動に地域住民が多く参加することにより、身近な景観を知り、その良いところ、問題点等を共有していくことが重要です。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・行政と住民、学生等の協働により、地域の景観資源の 発掘・収集調査等を実施する
- ・集めた景観資源を活用して、景観資源マップやウォーキングルート等を作成し、情報を整理し地域で共有する



●地域でまちの景観を考え、地域の景観を守ろう

地域独自のまちなみ等は、地域コミュニティの一つの現れであり、地域の人と人とのつながりによって育てられてきたものです。地域をどのようなまちにしたいかをみんなで考え、自分たちのまちの景観を守っていくことが大切です。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・地域で清掃活動や緑化活動を行う
- ・景観資源の保全・活用のあり方について、地域で話し合う
- ・景観先進地への視察・まちなみルールの勉強会







③【ネットワーク】(様々な主体が協働して進める景観まちづくり)



●多様な人々の参画を促し、活動の輪を広げよう

今、私たちの目にしている景色は新しいものもあれば、長い時間をかけたものや私たちの暮らしの中で創りあげられてきたものまで様々ですが、良い景観を子どもたちや孫、その次の世代へと引き継ぎ、悪くなってしまった景観を補修(治療)し、創っていくことが必要です。景観教育のなかでは、子どもも「まちづくりの主人公」のひとりであると位置づけ、地域での遊びや生活体験のなかから感じとったことを意見表明する等、子どもの社会参加の場を保証していくことが重要です。

また、他市から転入する市民、外国人、大学、事業者等、できるだけ多様な人々が、それぞれ可能な範囲で参加できる、「みんなの居場所(活動の輪)」としてのまちづくり活動へと広げていくことも必要です。さまざまな人が参画して、良い景観を共有し、次世代へ引き継ぐため、河川・道路・公園・里山の維持管理、違反簡易屋外広告物の除去等の景観まちづくりボランティア活動に積極的に参加しましょう。

また、地域独自のお祭り等の文化を次世代に継承していく取組を行いましょう。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・道路や河川等の清掃活動の推進、公園の維持管理と 活田
- ・花植えボランティア、里山活動ボランティア、違反 簡易屋外広告物の簡易除去
- ・長久手の各種団体の活動に参加
- ・地域の伝統行事に参加
- ・団体と地域の神社等が協働して行うイベント



■ 伝統的景観を守り受け継ぐ

祭りや伝統行事は、重要な歴 史的・文化的な景観の要素であ り、今後も守り育てていくため、 文化の継承、後継者の育成が重 要です。



長久手の伝統行事 警固祭り



「つなぐ」





●地域のルールづくりやテーマ性のある景観まちづくりを進めよう

歴史や自然、地域を特徴づける景観資源を有する場所等については、地域自らが景観まちづくりに関するルールや計画をつくる方法があります。

また、テーマ性のある景観づくりを行うことで、 新しく魅力的な景観を創っていくことも考えられ ます。

【景観まちづくり活動の事例】

- ・地域の計画やルールづくり (景観協定等)
- ・テーマ性のある景観づくり
- ・エリアマネジメントによる取組



■ 地域の計画やルールづくり

歴史や自然、地域を特徴づける景観資源を有する場所や、新たに景観づくりを誘導すべき場所等、重点的に景観づくりを図る必要のある場所については、景観法に基づく景観協定の認可を得て、地域住民が中心となって必要なルール(「基本方針」や「景観形成基準」)を定め、そのルールに基づきながら個性豊かな景観まちづくりを進めて行くことが考えられます。

■ テーマ性のある景観づくり

地域全体で個人の庭をで個人の庭の方に公開する オープンガーデンの挿して 玄関先に一輪テート を設置する等、デーヤに を与えて連続性を与れて が考えられます。



オープンガーデン(長野県小布施町)



つるし飾りロード(愛知県田原市)

■ エリアマネジメント等による取組

持続可能なまちづくりを進めるため、地域の活力を高めたり、地域の課題の解決を地域住 民や事業者等の「民」の力で行うエリアマネジメントの取組が増えています。

エリアマネジメントは、特定エリアを単位に、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、市民・事業者・地権者等による主体的な取組であり、地域の特性に応じた魅力づくりを推進することができます。

また、新たな景観になり得る公共空間での 先駆的活動について、 行政と協力して社会実 験を行うことも考えられます。





新とよパーク(愛知県豊田市)

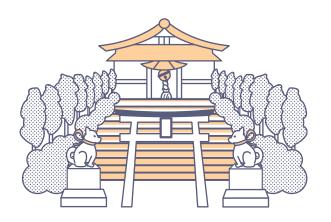
3. 景観法による共感を得た景観資源の保全

地域住民に広く親しまれ、共感されている景観上重要な建造物(建築物及び工作物)又は樹木で、保全するよう推薦されたものは、景観法に基づく「景観重要建造物」又は「景観重要樹木」 (景観法の第8条第2項第3号)として指定し、その保全と継承を図ることが制度上可能です。

(1) 景観重要建造物の指定の方針

長久手市内において、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもののうち、 以下のいずれかに該当する建造物(建築物及び工作物)を所有者の意見を聴き、合意を得た上で 景観重要建造物として指定していきます。

- ○長久手市のランドマークとして、広く市民に愛されている建造物
- ○地域住民の生活、文化、歴史をあらわす建造物
- ○過去から継承され、未来へ引き継いでゆくべき歴史的な建造物



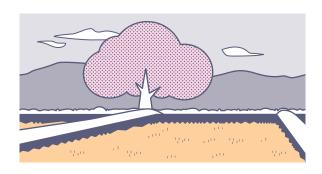


景観重要建造物イメージ図

(2) 景観重要樹木の指定の方針

長久手市内において、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもののうち、 以下のいずれかに該当する樹木を、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要樹木として指定 していきます。

- ○ランドマークや街角に立ち地域のシンボルとして、市民に愛されている樹木
- ○地域の人々に愛されている樹木





景観重要樹木イメージ図





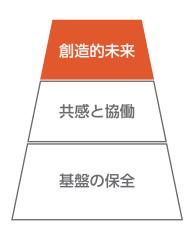
創造的未来

第5章

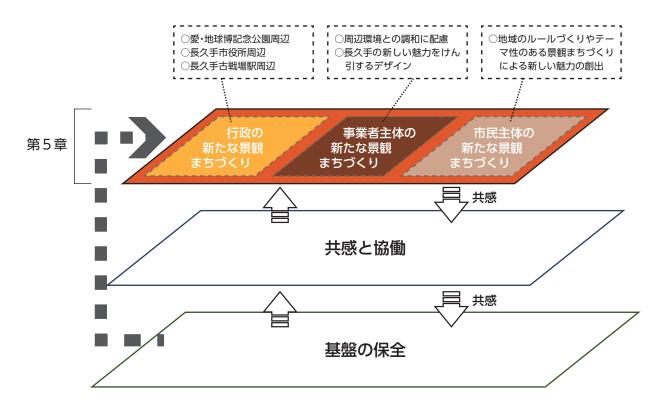
創造的未来の景観まちづくり

- 1. 創造的未来の創出
- 2. 創造的未来の共感





「創造的未来」のプロセス



■「創造的未来」のプロセス図



創造的未来の景観まちづくり

1. 創造的未来の創出

「創造的未来」は、新しいビジョンや新たな魅力創出による景観づくりであり、創造者*の個性が発揮された取組がイメージされます。

行政の新たな公共施設整備、民間事業者の新たな開発による商業施設、市民の手による新しい 景観づくりの取組等が考えられます。

※ 創造者とは、新しい景観づくりを行う者であり、行政、事業者、市民、NPO、専門家等が考えられます。

(1) 行政の新たな景観まちづくり

愛・地球博記念公園周辺

愛・地球博記念公園における「ジブリパーク」の開業により、長久手の新たなにぎわいが創出され、そこに訪れる人々に長久手の良さを知ってもらえるような景観まちづくりが求められます。

② 長久手市役所周辺

都市機能が集積する複合拠点の形成に向けた土地利用を展開するための公共施設(新庁舎や 総合体育館等)の整備を予定しています。

❸ 長久手古戦場駅周辺

商業・観光・市民協働等の機能を有し、住民の日常の暮らしを支え、訪れる人をもてなし、 長久手の新たなつながりをデザインする場とする公共公益施設(リニモテラスや古戦場公園等) の整備を予定しています。

(2) 事業者主体の新たな景観まちづくり

事業者が行う開発が、景観計画で定める景観形成基準に適合し、事業地周辺環境の調和に配慮されながら、新しく長久手の魅力をけん引するデザイン性の優れた施設・まちなみづくりが考えられます。

(3) 市民主体の新たな景観まちづくり

市民や地域が、地域のルールづくりやテーマ性のある景観まちづくりを進め、新しい魅力的な 景観が創出される取組が考えられます。また、市内には4つの大学があり、次代を担う若者が中 心となった景観まちづくりが考えられます。

2. 創造的未来の共感

新しいビジョンや新たな魅力創出による景観づくりであっても、時間の経過により、まちにな じみ市民に愛され共感されることで長久手の景観の「基盤」となります。



▲東部丘陵線(リニモ)「空とリニモ」◆



▲中央図書館 「図書館」



▲モリコロパークの観覧車 「観覧車の向こうに走るリニモ」◆

コラム

2019 (令和元) 年に開催した長久手まちの絵コンテストの受賞作品を紹介します。73 点の応募があり、25点が受賞されました。

■ 2019 (令和元) 年 長久手まちの絵コンテスト 受賞作品一覧

【一般の部】



▲最優秀賞 「迫力と感動の火縄銃」



▲優秀賞「わたしの好きな風景」



▲優秀賞 「観覧車の向こうに走るリニモ」



▲入賞「岩作神社」 【中学生の部】



▲入賞「スクールロード」



▲入賞「展望台からのながめ」



▲入賞「メタセコイアの秋 (杁ケ池公園)」



▲最優秀賞「つなぐ」 【小学生の部】



▲優秀賞「Nバス」



▲優秀賞「長久手の伝統」



▲最優秀賞 「私が好きな長久手の桜」



▲優秀賞「空とリニモ」



▲優秀賞「Nバス 三ケ峯線」



▲入賞「トトロ」 【特別賞】



▲入賞「図書館のかざみどり」



▲入賞「Linimo とサツキ」



▲入賞「緑の町長久手」



▲イオンモール長久手賞 「図書館」



▲イオンモール長久手賞 「モリコロ、ピクニックの思い出」





▲ちびっこイオンモール長久手賞 「とうちゃく!リニモ」



▲市長賞 「リニモにのってモリコロへ♪」



▲ ちびっこイオンモール長久手賞 「たけのこ見つけた 」



▲ ちびっこイオンモール長久手賞 「しあわせな日常」



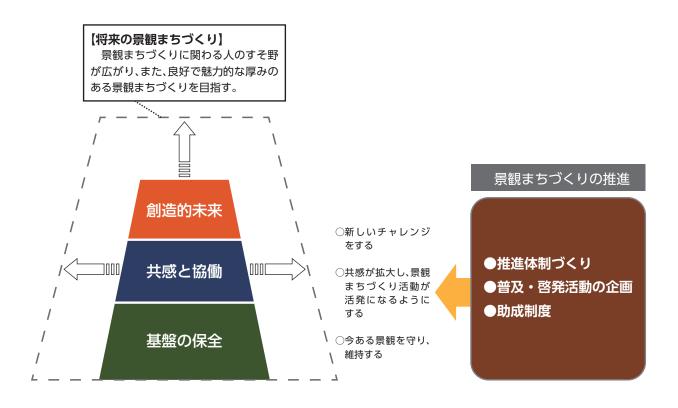
▲ ちびっこイオンモール長久手賞 「はなびドーン」

第6章

景観まちづくりの推進

- 1. 推進体制づくり
- 2. 普及・啓発活動の企画
- 3. 助成制度の検討
- 4. 進行管理と見直し





■「景観まちづくりの推進」のイメージ図

64

第6章

景観まちづくりの推進

1. 推進体制づくり

景観まちづくりの推進に向けて、市は、庁内体制の構築や関係機関との調整を図るとともに、 市民・事業者による景観まちづくり活動が活発になるよう、それぞれの景観まちづくりを協力、 協働しあえる体制を整えます。

(1) 景観まちづくりサポーターの登録

市民参加による景観づくりの推進のため、景観づくりに興味があり、取組や活動に参加したい 市民や市民団体、事業者等を「景観まちづくりサポーター」として登録する制度の導入を検討し ていきます。

景観まちづくりサポーターは、風景を集める活動やシンポジウム、その他景観づくりに関する活動や事業への参加、イベントの開催補助等を担います。市は景観まちづくりサポーターに対し、情報提供や市民団体等との交流の機会の提供等の支援を行います。

また、景観まちづくりサポーターから景観コーディネーター (景観形成について、解決の道筋 を描き出し、合意形成等の手助けをする人材)の育成を検討していきます。

(2) 景観まちづくり団体の認定

景観まちづくり団体として、一定の地域の住民等の発意と合意により設立された、自らが良好な「景観まちづくり」を目指す団体を認定する制度について検討していきます。

認定後は、団体の活動に際し、情報提供、専門家の派遣や技術的支援等のほか、地域の景観まちづくりの方針や基準等、ルールづくりの取組、緑化や清掃等の景観まちづくり活動を積極的に支援します。

(3) 景観審議会の設置

景観審議会は、学識経験者や有識者、各種団体の代表者や市民、関係行政機関の職員等により構成され、景観づくりの重要な事項について、総合的な観点から専門的に調査、審議、提言を行う機関として設置します。なお、協働で景観まちづくりを進めるために、景観審議会は原則、公開とし、傍聴可能なものとします。

また、都市計画審議会との連携を図りつつ、景観まちづくりに重要な事項について専門的に調査審議します。

(4) 景観アドバイザーの設置

建築行為等と景観形成基準との適合の確認、質の高い公共空間づくりにおいては、適切な評価、 判断等、専門的見地からの助言を得ることが大切です。

また、地域・地区レベルの景観づくりの推進にあたっては、都市デザイン、色彩、造園、建築、グラフィック等の景観に関しての知識や経験を有する専門的な助言や支援を得るため、専門家の積極的な関与を図ります。

事業者や市民からの相談に、計画地等の周辺状況を理解した上で問題を共有し、共に考え助言 してくれる専門家等を「景観アドバイザー」として設置します。

(5) 庁内体制の構築

● 職員の景観まちづくり意識の向上

職員一人ひとりが景観まちづくりの重要性を認識してもらうため、景観に関する知識や技術 に関する情報を発信し、職員の資質の向上を図ります。

2 景観に配慮した公共事業

道路、河川、公園、学校等の公共空間や公共施設の整備において、景観づくりをけん引し、 周辺景観と調和するよう、景観計画を踏まえた配慮事項をチェックシートで確認するチェック 体制を整えます。

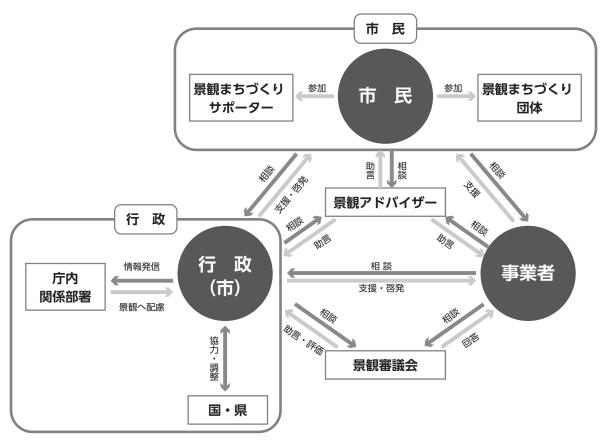
3 関連計画への景観配慮

各計画における景観事項を確認し、景観の観点からの配慮を求めていきます。

(6) 関係機関との調整

市内には、県管理の道路や、河川、公園、学校等の公共施設があり、愛・地球博記念公園(モリコロパーク)や香流川等は、長久手の景観の重要な要素となっています。これらについて、その周辺と調和した整備や管理を行うことにより、効果的に良好な景観を形成していくことが必要です。

このため、景観形成の軸となる道路や地域に親しまれる河川、公園等の公共施設について、必要に応じて公共施設の管理者と計画段階から維持管理までの各段階で調整を図ります。





2. 普及・啓発活動の企画

市民・事業者の景観まちづくりへの意識向上を図るために、景観に関する普及、啓発活動の制度を整えます。

(1)情報発信

景観まちづくりに多くの市民が関心を持ってもらえるように、長久手の良い景観の情報等を発信します。

- ○長久手の良い景観をホームページ等で掲載
- ○市民の景観まちづくりの PR 等

(2) 啓発事業

景観への市民意識の向上、長久手の市民に愛されている景観や、今ある長久手の優れた景観の 発掘等、様々な効果が期待され、景観まちづくりのきっかけづくりとして、次のような啓発事業 を継続的に行っていきます。

- ○長久手フォト・まちの絵コンテストの開催
- ○まち歩きイベントの実施 等

まちの絵コンテスト





2019 (令和元) 年10月6日実施

景観まち歩きイベント





2019 (平成31) 年1月27日実施

(3) 景観教育・学習の実施

景観まちづくりの担い手となる子どもたちに対して、長久手の個性豊かで魅力あふれる「景観」の大切さに気づき、郷土に対する愛着を育むことを目的に、景観教育・学習の機会の提供を検討していきます。

また、地域に対しても出前講座を開催する等、幅広い世代に対しても景観まちづくりの啓発に 努めます。







(4) 表彰制度

市民・事業者の景観意識の醸成を図るため、素晴らしい景観の形成に寄与している建築物や工作物、開発行為等の関係者、また景観形成に功績のあった者等を表彰する仕組みの導入を検討していきます。

3. 助成制度の検討

活発な景観まちづくり活動が行われるように、助成制度を検討していきます。

(1)活動費の助成

景観まちづくりには、長い時間が必要であり、市民等が主体となった良好な景観づくり活動を 継続して取り組む必要があります。景観資源の所有者や、まちづくりルールの作成に取り組む団 体等に、その活動等に要した費用の一部を助成する制度について検討します。

(2) 修景等費用の助成

景観重要建造物の修景や景観形成重点地区等において、景観の形成を図る上で必要と認められる行為等について、一定の要件を満たした工事費等の一部の助成について検討します。





4. 進行管理と見直し

景観まちづくりの推進を図るため、計画の進捗について、景観審議会への定期的な報告を行います。

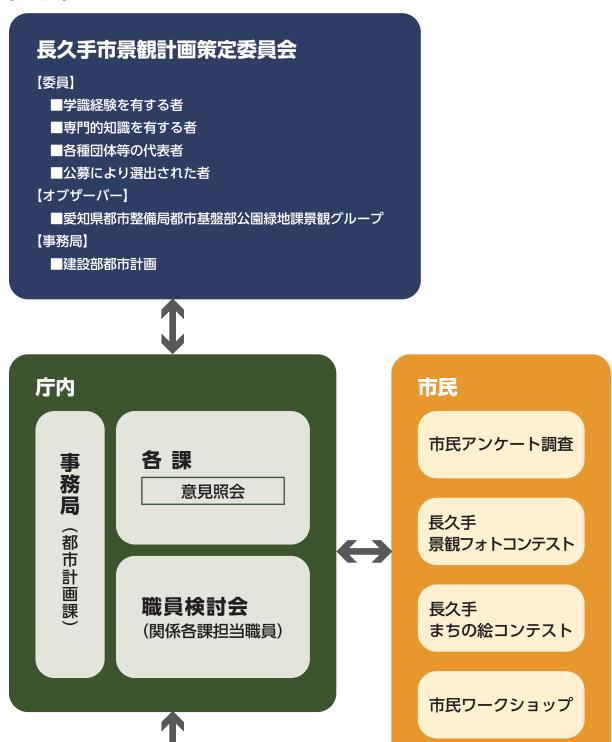
また、景観まちづくりの推進には、市民、事業者、行政が連携・協働して行うことが重要であり、定期的に、市民(景観まちづくりサポーター、景観まちづくり団体)、事業者、行政との情報交換の機会を設け、お互いの取組の進捗について課題や成果の共有を図ります。

これらの課題や成果等を受けて、また、景観まちづくりの進捗状況から、必要に応じて景観計画の見直しを行います。

資料編

1. 策定体制と策定過程

【策定体制】



長久手市都市計画審議会

パブリックコメント

0

長久手市景観計画公表•

(1月)

景観条例全施行•届出開始

各種会議等 計画策定 邛 1 市の方針検討(7-10月) 成 •景観区域 ・行為の制限 30年度 市民アンケート(8/6~31) 職員検討会①(7/24) •景観重要建造物•樹木 市民 職員検討会②(8/22) 20 ワークショップ 1(11/17) 2(12/1) 職員検討会③(9/14) ③(1/26) 1 出張版(1/27) **4**(2/23) 職員検討会④(10/30) 5(3/10) 2 市の方針修正(4 月) 3 現状把握・景観特性の整理 職員検討会⑤(9/17) フォト・まちの絵 (5-6月) コンテスト募集 (6/3 - 9/6)4 計画区域の検討 令和元年度 策定委員会①(9/24) 5 景観形成方針の検討 (7-9月) 職員検討会⑥(10/29) 6 行為の制限の検討 市民 7 景観重要建造物・樹 ワークショップ 表彰式•展示 策定委員会②(11/11) 20 木の検討(9-11月) 6(9/8)特別編(10/19) $\Im(10/27)$ 8 選択事項の検討 策定委員会③(12/23) **8**(12/8) 9 その他の検討 1 (11-12月) 9 職員検討会(7)(12/24) 10 景観計画(案)のとりまとめ(1月) パブリックコメントの募集(1/30-2/28 1/30説明会) 策定委員会④(1/8) 景観計画(案)のとりまとめ(3月) 都市計画審議会 (委員への個別説明に よる意見聴取 ※2) 長久手市景観計画(案)の公表(4月) 令和2年度 ○景観条例案制定作業 ○景観審議会・景観アドバイザー 周知期間 就任作業 (5-12月) ○事業者等への周知(5-12月) 202 景観条例一部施行(10月) ※1 景観審議会(1月予定)

- ※1 景観審議会に係る条項等
- ※2 新型コロナウィルス感染症拡 大防止対策として会議を開催 せず、個別説明とした。

(1月予定)

景観アドバイザー開始

2. 長久手市景観計画策定委員会

【長久手市景観計画策定委員会設置要綱】

(要綱の趣旨)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項に規定する景観計画を策定するにあたり、必要事項を協議するため、長久手市景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、長久手市景観計画(以下「景観計画」という。)の策定に関する検討事項その他必要な事項について協議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

(委員)

- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 専門的知識を有する者
 - (3) 各種団体等の代表者又はその指名する者
 - (4) 公募による市民
- 2 市長は、前項に規定する者のほか、愛知県職員をオブザーバーとして委嘱することができる。
- 3 第1項第三号委員については、同一団体等の中で委員の代理を認めるものとする。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から景観計画策定の完了までとする。 ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会には委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。
- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、建設部都市計画課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って 定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成18年8月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

区分		氏名	所属等	分野
学識経験者	1	伊藤 孝紀	名古屋工業大学大学院 社会工学専攻 建築・デザイン工学科 准教授	都市計画
	2	水津 功(委員長)	愛知県立芸術大学 美術学部 デザイン・工芸科 デザイン専攻 教授	景観
	3	武田 美恵(職務代理)	愛知工業大学 工学部 建築学科 准教授	緑化
	4	船橋 仁奈	大同大学 工学部 建築学科 准教授	建築
専門的知識者	5	國村 恵子	名古屋市水辺研究会	里山・河川
	6	酒井 賀津子	酒井設計室	景観設計
各種団体	7	伊藤 広治	公益社団法人 愛知建築士会 瀬戸支部	建築
	8	川本 達志	長久手市商工会	産業
	9	田中 美貴	一般社団法人 長久手市観光交流協会	観光
公募市民	10	岡山 徳之		
	11	都築 徳紀		
オブザーバー		野村 吉秋	愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課 景観グループ 課長補佐	

3. 用語解説

【あ】

■愛知県屋外広告物条例

屋外広告物が無秩序に設置されると景観が損なわれ、また落下、倒壊などにより事故が起こることもあることから、これらを防止するため、屋外広告物や屋外広告物を掲出する物件について、表示の仕方や場所などのルールを定めた条例。この条例は、名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く、愛知県内の各市町村が適用対象となる。

■アクセントカラー

一般に、狭い範囲に限定して使用される色であり、特に高彩度色、蛍光色等の色彩が使用される。広い範囲に使用される色彩との差が大きくなればなるほど、強いアクセントとなる。

■イエローチョーク作戦

路上に放置された犬のフンを見つけた際に、フンの周りを黄色いチョークで囲い、日時を書くという取組み。フンの存在を目立たせることにより、飼い主に周囲の目を意識させ、放置フンの減少に効果があるとされ、本市をはじめ全国の自治体で行われている。

■エリアマネジメント

特定のエリア(地域)のまちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行おうという取組み。 官民協働型のまちづくりへの期待から、大都市の都心部、地方都市の商業地、郊外の住宅地など、 全国各地でエリアマネジメントの取組みが実践されている。

■屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、はり紙及びはり札、並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出、又は表示されたもの。

【か】

■開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為をいう。主として建築物の建築又は特定工作物 (コンクリートプラント、ゴルフコース、野球場、レジャー施設等) の建設を目的として行う土 地の区画、形質の変更。

■既存集落

土地区画整理事業等によって市街地が開発される以前から建築物が集積している区域であり、現在も残っている区域をさす。

■景観行政団体

景観法第7条に定義された自治体であり、景観法に基づく、景観計画の策定など、良好な景観の形成のための具体的な施策を実施する景観行政を担う主体。

■景観協定

景観区域内の土地所有者などの合意による自主的な協定。建築物、工作物、緑、看板、青空 駐車場など景観に関するさまざま事柄を一体的に協定。

■景観計画

景観法第8条に基づき景観行政団体が景観行政を進めるために定める基本的な景観の形成に 関する計画。

■景観計画区域

景観計画に定められた、景観計画の対象となる区域。

■景観形成基準

景観法に基づく届出対象行為について、建築物等の形態、意匠、配置、色彩等に関する制限 を定めている事項。

■景観形成重点地区

景観計画区域内で、地域の個性を活かし、特に重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認められる地区。

■景観法

我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とした法律。

■警問祭り

馬の背に標具(ダシ)を乗せ、鉄砲隊や棒隊などが警固し、地区内を練り歩きながら、火縄銃を発砲し、氏神へ奉納する勇壮な祭礼。古くから尾張と西三河の農村部で豊年祭りとして行われている。

■耕作放棄地

所有されている農地のうち、過去1年以上作付けされておらず、所有者が数年の間に再び作付けする考えのない農地。

■小牧・長久手の戦い

天正10年(1582)6月、織田信長が本能寺で明智光秀に討たれたことを発端に、羽柴(のちの豊臣)秀吉と織田信雄・徳川家康が天下をかけた戦。

【さ】

■里地里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域であり、農林業などに伴うさまざま人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた。里地里山は、特有の生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、良好な景観、文化の伝承の観点からも重要な地域とされる。

■里山

里地里山のうち、二次林(雑木林)の部分。

■市街化調整区域

都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。市街化調整区域内では、原則として、農林漁業用の建物等を除き開発行為は許可されず、また用途地域を定めないこととされ、市街化を促進する都市施設も定めないものとされている。

■シビックプライド

自らが住む都市に対して市民が持つ「誇り」のこと。単なる郷土への愛着心のみでなく、自 分自身も主体となって地域をよりよくしようとする当事者意識を持つことを意味する。

【さ】

■社叢(しゃそう)

神社の境内地を囲うように密生している林地で、「鎮守の森」とも呼ばれる。神社は移転や開発により滅失することが比較的少ないため、都市化が進むなか、近代以前からの景観が残されている場合が多い。

■修景(しゅうけい)

元来は造園用語で庭園の美化をさすが、景観計画上は、建築物や公共施設(道路、広場、公園等)の緑化や、形態・意匠・色彩等を周辺のまちなみと調和させること、街灯、ベンチ等の配置など、景観整備一般をさす。

■樹林地

当該土地の大部分について樹木が生育している一団の土地であり、樹林には竹林も含まれるもの。本計画においては「里山」と同じ意味。

■ジブリパーク

愛知万博の理念を次世代へ継承し、愛・地球博記念公園の魅力と価値を一層高めるため、スタジオジブリ作品の世界観を表現する公園整備。

■シンポジウム

一つの問題について、数人の人が意見を発表し、それについての聴衆の質問に答える形で行われる討論会。公開討論会。

■スカイライン

空を背景として、山の稜線や建物の連なりなどのシルエットが描く輪郭線。

■生物多様性

様々な自然があり、そこに特有の個性を持つ生物がいて、それぞれの命がつながりあっており多様性があること。

■創造者

本景観計画において、創造者とは、新しい景観づくりを行う者であり、行政、事業者、市民、 NPO、専門家などが考えられる。

【た】

■地域共生社会

制度や分野ごとの縦割りや支え手・担い手という役割を超えて、地域住民や地域の様々な主体が『我が事』として地域に参画し、人と人、人と資源が世代等を超えて『丸ごと』つながることで、住民の生きがいやくらしが共に創り上げられていく社会。

■地区

一定の区域の土地。

■デジタルサイネージ

屋外・店頭・公共空間・交通機関などで、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称。

■土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、地権者から土地を提供(減歩)してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業のこと。

■都市景観重点整備モデル地区

平成25年3月に策定された「長久手市都市景観基本計画」で位置付けた、重点的に景観形成 を進めるモデル地区。

【な】

■長久手合戦

「小牧・長久手の戦い」の一連の出来事のうち、特に天正12年(1584)4月9日における長久手での合戦のこと。

■長久手古戦場

武蔵塚202番外5筆。

■長久手古戦場附(ながくてこせんじょうつけたり)

長久手古戦場に附(つけたり)として、御旗山、首塚、色金山の3箇所を追加され国指定史跡とされている。

■長久手市美しいまちづくり条例

長久手市の環境を活かした魅力あるまちづくりのために平成17年3月1日施行された条例。 魅力ある景観の保全と創出、良好な住環境の形成、みどりの推進及び環境美化の推進に関する 基本的な事項を定め、住民、事業者及び市が協働して取り組むことにより、誰もが住みやすい 美しいまちを実現することを目的として制定された。

【は】

■プラットフォーム

まちづくりに関わる行政、団体、企業、地域住民など、さまざまな人や団体が集まり、ゆるやかな連携をするための共通の「場」となる情報共有と調整の場。

■プロジェクションマッピング

コンピュータで作成したCGをプロジェクタを使用して空間や物体に映像を投影し、空間演出をするもの。

■万博

国際博覧会条約 (BIE 条約) に基づいて行われる国際的な博覧会。「万博」は、世界中からたくさんの人やモノが集まるイベントであり、地球規模のさまざまな課題に取り組むために、世界各地から英知が集まる場とされる。愛知県では、日本国際博覧会(愛・地球博)が2005 年に開催された。

【ま】

■まちかど広場公園

道路が交差する角などに整備する広場公園。

[5]

■ランドマーク

都市景観や田園風景において、目印や象徴となる対象物。歴史的、文化的に価値のある建造物、 記念物、特徴的な自然物など。

【わ】

■ワークショップ

元来、「工房」「作業場」等協働で仕事を行う"場"を表す言葉であるが、近年では、参加者 自らが積極的な意見交換や協働体験を通じて、実践的な知識・技術を学びとる参加体験型グルー プ学習を指す。

長久手市景観計画

2021(令和3)年1月

お問い合わせ先:建設部 都市計画課

長久手市岩作城の内60番地1 TEL: (0561)63-1111(代)

FAX: (0561)63-2100 E-mail:keikaku@nagakute.aichi.jp

